

平成30年9月
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成30年9月5日

○出席議員 15人

1番 鈴木 克己 君	3番 藤本 治 君	4番 久我 恵子 君
5番 磯野 典正 君	6番 照川 由美子 君	7番 戸坂 健一 君
8番 佐藤 啓史 君	9番 寺尾 重雄 君	10番 土屋 元 君
11番 松崎 栄二 君	12番 丸 昭 君	13番 岩瀬 洋男 君
14番 黒川 民雄 君	15番 岩瀬 義信 君	16番 末吉 定夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 猿田 寿男 君	副 市 長 関 重夫 君
教 育 長 岩瀬 好央 君	総 務 課 長 酒井 清彦 君
企 画 課 長 軽 込 一浩 君	財 政 課 長 齋藤 恒夫 君
税 務 課 長 土屋 英二 君	市 民 課 長 植村 仁 君
介護健康課長 大森 基彦 君	福 祉 課 長 吉清 佳明 君
生活環境課長兼 清掃センター所長 神 戸 哲也 君	都 市 建 設 課 長 鈴木 克己 君
農 林 水 産 課 長 平 松 等 君	観 光 商 工 課 長 高橋 吉造 君
会 計 課 長 菰田 智 君	教 育 課 長 岡 安和彦 君
社会教育課長 長 田 悟 君	水 道 課 長 大野 弥 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 渡辺 茂雄 君	議 事 係 長 原 隆宏 君
-----------------	----------------

議 事 日 程

議事日程第2号
第1 一般質問

開 議

平成30年9月5日（水） 午前10時開議

○議長（岩瀬洋男君） ただいま出席議員は14人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（岩瀬洋男君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、久我恵子議員の登壇を許します。久我恵子議員。

〔4番 久我恵子君登壇〕

○4番（久我恵子君） ただいま議長よりお許しをいただきましたので、登壇しての質問をさせていただきます。久我恵子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。9月、一般質問、トップパッター、精いっぱい努めます。

今回、質問は2点でございます。1点目、災害時のトイレについてお伺いをいたします。

近年、台風の巨大化や、時間雨量100ミリを超える雨が頻発するなど、自然災害が局地化、集中化、激甚化しています。7月には、平成30年7月豪雨が西日本や北海道、中部地方、全国的に広い範囲で甚大な被害をもたらし、多くの方が被災され、避難所での生活を余儀なくされました。昨日も、今年最大の台風21号が日本各地に大きな被害をもたらし、関西空港は水浸しとなり、5,000人の方が空港で陸の孤島という状態になりました。大いなる自然の力の前では、私たち人間の力の無力さを思い知らされたような感じがいたしました。

勝浦市においても、7月28日の台風12号、8月8日の13号では避難準備・高齢者等避難開始が発令されました。地域の高齢者の方の中には、勝浦は日蓮様が守ってくれているから大丈夫と言われる方が多くいらっしゃいます。それほど勝浦では近年大きな被害は起きてはおりません。しかし、年々巨大化する台風やゲリラ豪雨、線状降水帯による風水害、高潮、土砂崩れ等の想定外、経験したことのない大雨に等に備えなければならないと思います。

南海トラフ地震、首都直下型地震、千葉東方沖地震のどれもが、明日、または今起きてもおかしくないとされており、南海トラフの大地震が発生した場合、関東から九州までの太平洋側の広範囲において、震度6から震度7の強い揺れが発生し、巨大な津波が短時間で広範囲にわたる太平洋沿岸に襲来することが予想されております。勝浦市沿岸にも津波は襲来し、多大なる被害が予想されます。津波被害の場合には、特に避難の長期化が予想され、避難所でさまざまな問題が懸念されております。

一たび災害が発生し、多くの方が避難所で過ごすことになる、さまざまなことが問題となります。特に、トイレの問題は被災者の生命、安全に大きく関与いたします。避難所の施設によっては和式便所のトイレが多く、足腰の弱い高齢者の方には使い勝手が悪かったり、トイレの個数が少なく長時間待たなければならない等の問題が起こります。また、汚い、臭い、暗い、

怖い、寒い、遠い、男女共用、プライバシーがない、段差がある等で、トイレの使用をためらうことなどによりトイレの回数を減らすため、水分や食品の摂取を抑えることにつながり、脱水症状や免疫力の低下、そして持病の悪化、最悪、エコノミークラス症候群を発症し、命を脅かすこととなります。

行政による食料や飲料水、生活用品の備蓄は大切なことですが、これらは被災から数日で支援の手が届くことが考えられます。しかし、災害用トイレ、仮設トイレ等は、被害地域が広いほど各地の避難所に届くまで時間がかかります。東日本大震災では、最も日数を要した自治体では65日もかかったとのこと。各避難所のトイレは、災害発生時には停電や断水により使用不能になります。このようなことから災害時の避難所のトイレの問題は、勝浦市にとって喫緊の問題であると思われます。そこで、以下のとおり質問いたします。

1、災害時の避難所におけるトイレについての現状をどのように考えておられるのかお聞かせください。

2、災害時、避難所となる勝浦中学校で新たに建設されるプールの活用をどのように考えているのかをお聞かせください。

2つ目の質問、乳がんの予防についてです。

昨年の9月議会においても乳がんの予防について質問をさせていただきました。今や乳がんは、日本人女性の11人に1人。2017年には約8万9,100人の女性が乳がんと診断され、約1万4,400人が乳がんにより命を落としました。乳がんによる死亡者数は、この30年で約3倍となっております。最近では著名な女性漫画家が、53歳の若さで乳がんにより命を奪われました。

乳がんは、腫瘍が2センチ以下で、リンパ節への転移がなければ、9割は完治されると言われております。早期発見が早いほど治癒率が高いがんです。早期発見には乳がん検診が有効なのですが、アメリカでは受診率85%なのに対し、日本では半分以下の約40%。勝浦市においては直近の数字で11%と、受診率の低さが問題となっております。

早期発見の鍵はマンモグラフィー検査ですが、日本人女性の約8割はデンスブレストと呼ばれる高濃度乳房で、マンモグラフィー画像では乳房全体が白くかすんで写り、同じく白く写るがん細胞が見つけづらい傾向にあります。高濃度乳房は体質であり、病気ではありません。しかし厚生労働省は、高濃度乳房の説明の難しさや、エコー検査を併用すれば異常は発見しやすいが、死亡率を減らせるかは明確にはなっていないとの理由で、受診者への通知は時期尚早としています。しかし、高濃度乳房を通知しているアメリカでは、乳がんの死亡率は3割も減っています。日本でも、自治体によっては独自に通知を始めているところもあります。勝浦市においても、そのような自治体の事例を調査研究してはと昨年9月の一般質問でお聞きしたところ、調査研究するとのお答えでした。そこで、その後の進捗状況についてお伺いをしたいと思います。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） 皆さん、おはようございます。ただいまの久我議員の一般質問に対しお答え申し上げますが、お答えする前に、先ほど久我議員からも出ましたけれども、昨日の台風21号は、四国や近畿地方を縦断して、日本列島の広範囲に暴風雨をもたらし、甚大な被害をもたら

しました。今回の台風でお亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、お答えを申し上げます。初めに、災害時の避難所におけるトイレについて申し上げます。

1点目の現状と課題ということでございますけれども、本市におけるトイレの現状につきましては、指定避難所の既設トイレ及び備蓄品であります簡易式トイレでの対応を考えております。

また、課題についてであります。災害時には仮設トイレがすぐに避難所に届くとは限らず、避難者数に比べてトイレの数が不足することも予想されます。東日本大震災におきましては、発災から数日間でトイレが排泄物の山となって、劣悪な衛生状態になったところもあったとのことでございます。また、トイレの設置場所が暗い、和式トイレである、段差がある等の問題によりまして、高齢者や障がい者、女性や子ども等にとりましても使用しにくいものでありまして、このことから、トイレの使用を減らすために水分や食事を控えることとなり、避難者の心身の機能低下や、さまざまな疾患の発生・悪化が見られたとの報告もございました。

このように、トイレの課題は多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする被災者を増やすこととなることから、水や食料等の支援とともに、被災者の命を支える社会基盤サービスの一つとして認識し、適切な対応が必要であると考えております。

2点目の災害時の避難所となります勝浦中学校のプールの活用についてであります。現在建設中のプールは、平成31年3月に竣工を予定しております。完成時には、長さ25メートル、幅13メートル、深さ1.3メートル、満水時で422.5立方メートルの容量となります。このプールには、飲料水としても使用できる浄水機能が整備されることになっておりますことから、災害時には生活用水として使用してまいりたいと考えております。

次に、乳がん予防について申し上げます。

議員、前々からいろいろご指摘をいただいておりますけれども、乳がん予防で、高濃度乳房に関する通知についてでありますけれども、議員ご指摘のとおり、平成30年5月24日付で厚生労働省より通知が出ております。この内容は、日本乳癌検診学会、日本乳癌学会、日本乳がん検診精度管理中央機構、いわゆる乳がん検診関連3団体の提言として、現時点で全国一律に乳房の構成に関する通知を行なうことは時期尚早であるということでございます。

その理由としましては、高濃度乳房と判定された人においては、乳腺の陰に病変が隠れてがんが発見されにくい傾向にある一方、現時点で推奨できる有効な検査方法がないためというものであります。

市が業務を委託しておりますちば県民保健予防財団では、本年度より、マンモグラフィー検査を受けられた方の乳房の構成は把握できるようになっておりますが、先ほど申し上げました通知を検討した結果、本年度は通知しないことといたしました。

しかし、昨今話題となっております高濃度乳房に関することは、平成29年9月定例会において議員からご指摘のありましたとおり、他の乳房構成の場合と比べますと、がんがあってもマンモグラフィーで発見されない割合が高くなることは否定できないものであると考えます。

したがって、今後は国からの通知等に注意するとともに、通知をするためにはどのような課題があるのか、また、それらをどのように解決していくべきかなどを検討した上で、乳房

構成の通知をすることができるように検討してまいりたいと考えております。

以上で、久我議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○4番（久我恵子君） それでは、災害時の避難所についてのトイレの問題ですが、先に、勝浦中学校のプールについてお伺いをいたします。まず最初に、災害時における勝浦中学校のプールですが、勝浦中学校の体育館が避難所となると思いますが、避難者の収容人数はどのくらいを想定しているのかをお伺いいたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。勝浦中学校、避難所としての想定人数は1,100人を想定してございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○4番（久我恵子君） 勝中の体育館は1,100人を想定しているとのことですが、先ほど市長の答弁において、プールの水は飲料水や生活用水に使用できるとのことでしたが、そのプールの水、いつもきれいとは限りません。この水を浄水する能力があると思うんですが、この浄水能力はどの程度のものなのか、また、当然、災害時でございますので、停電あるいは断水等起きておりますので、そのような場合に使えるのかどうか、そして、想定される1,100人の避難者の何日分の生活用水になるのかをお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。勝浦中学校のプールでございますが、あそこには、今、建設中ですけれども、ガソリンエンジンで起動する浄水器を備えつける予定でございます。その浄水能力でございますけれども、1時間で約2,000リットルの飲料水をつくることができます。また、ガソリンエンジンでございますので、燃料がなくなった場合等も考えられることから、手動でも浄水が可能になっておりまして、手動ですと、1時間で約1,000リットルの飲料水をつくることができます。

また、生活用水としての、何日分かということでございますけれども、大体、生活用水として、1人1日使用するのが最低で3リットルと言われております。そのことから申し上げますと、1日1,100人を想定して、1人3リットルですので3,300リットル、これを満水時の容量に割り返しますと、約128日分の生活用水ということになります。ただ、これはあくまでも生活用水ということございまして、トイレの水とはまた別になりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○4番（久我恵子君） 災害時、勝中のプールの水が生活用水として、飲料水として十分であることは、よくわかりました。また、停電時においても手動で水が浄水できるというのは、これは大変よいことだと思います。人間にとって水は欠かすことのできない大切なものであります。自助の努力として個々が備蓄をするというのは大切なことですが、水を備蓄するのにも、個人あるいは行政でも限界がございます。先ほど課長がおっしゃいましたように、1人の人間が1日に必要な水は約3リットル。ただ、緊急の避難時に被災者の方が、その3リットルの水を持って避難所に行くというのは大変不可能ではないかと思われま。プールの水が飲料水、そして生活用水として使え、そして十分な量があるということは、市民にとって大変安心

材料になるのではないかと思います。できれば、勝中のプールだけでなく、ほかにも市所有の
もとの学校のプール等もございますので、このプールの水も各避難所で使えるようになればと
思います。

続きまして、災害時の避難所のトイレについてお伺いをいたします。災害発生時、迅速に避
難所を開設することが重要であると思われます。先日、勝浦で行われました九都県市合同防災
訓練においても、避難所を開設を想定された訓練がなされたと思いますが、開設するためのマ
ニュアルのようなものは整備されているのかをお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。避難所の運営マニュアルと言われるものにつきまし
ては、平成19年に整備はされております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○4番（久我恵子君） 平成19年に避難所のマニュアルが整備されているということですが、
その概要をお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。避難所でのマニュアルですけれども、避難所で対処
すべき業務というのは多様にわたっておりまして、水や食料の提供から、各種情報の提供、ま
た衛生管理まで、広い範囲にわたっております。また、同じ業務におきまして、その避難所
の責任者の場合とか、また、当番制にした場合の、その当番になっている方の場合など、立場
やかかわり合いの方法で、さらにまた業務を実施する人の負担を軽減するためにも、なるべく
交代で実施できることが望ましいというふうに考えております。こうした状況も踏まえまして、
できるだけわかりやすく避難所の運営のあり方というのを示しておりまして、約4つに分けて
示しております。

1つ目といたしましては、避難所が行うべき業務の範囲はどこまでなのかを理解することを
目的としておりまして、避難者を含めて、避難所運営にかかわる全ての人にとって共通理解項
目というものを持つべきということで示しております。

2つ目として、避難所での行政担当者や施設管理者、また避難者の代表者などの責任者が、
それぞれに実施すべき業務の全体像を知ることが目的としておりまして、どの時点で何をする
かについて、広く、浅くですけれども、示してございます。

3つ目といたしまして、個別の具体的な業務を実施することになった担当者が、実際には何
を、どのように、どこまで行うかというのを示してございます。

4点目といたしまして、業務を行う際に必要となる、もっと細かい被災時事項が出てくると
思われます。それについてはあらかじめ様式をつくっておりまして、業務の処理に際して、そ
の様式に従って、抜けや漏れ、また落ちがなく対応できるように対応したい、そのようなマニ
ュアルにしております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○4番（久我恵子君） 避難所の運営マニュアルについて、よくわかりました。それでは、その中に、
今、トイレについてのことがございませんでしたが、トイレについてはどのように記されてい
るのかをお伺いいたします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。トイレにつきましては、避難所については、いわゆる初動期、展開期、安定期、撤収期という4段階になります。初動期というのは、当然、災害が発生した当日、展開期というのが2日目から3週間程度、安定期というのが3週間以降、撤収期というのはライフラインが回復した時点という中で、トイレの記述に関しては、2日目から3週間程度の展開期及び3週間以降の安定期に対して記されております。内容といたしましては、トイレの設置場所、また、既設のトイレにしましても、簡易トイレにしましても、その設置場所や使用方法、清掃だとか衛生管理面などについて記されております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○4番（久我恵子君） トイレについて、ありがとうございます。避難所のトイレについては、過去の災害や国際基準から、避難者50人当たりについて1つあるとトイレに長い時間並ぶことなく使用することができると言われております。先ほどの勝浦中学校を例に挙げますと、想定されている避難者数は1,100人でございますから、最低でも22個のトイレが必要ということになります。災害直後は停電や断水で学校施設内の水洗トイレは使用不可能となることが想定されております。そのような場合に使用できる簡易式トイレ、これは勝浦市においてどのくらいの数が備蓄されているのかをお聞きします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。簡易式トイレにつきましては、いろいろな形がございまして、合計数でいきますと、現在、77基のトイレを備蓄してございます。また、携帯用トイレを740個備蓄しております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○4番（久我恵子君） 簡易トイレが77基、携帯用トイレが740個ということでございます。全ての避難所のトイレを備蓄で賄うことは現実的ではありません。停電や断水が復旧するまでの間は、吸水シートや凝固剤等での処理が有効な手段として考えられます。それらを活用して、少しでも避難所のトイレのストレスがなくなるようにしていただきたいと思います。っております。

また、男性用、女性用を区別し、女性は男性のトイレの3倍あるのが望ましいと言われております。そして、使用しやすい場所は、障がいのある方、高齢者、女性、そして子どもが優先してその使用しやすい場所を使えるように、そんなさまざまな課題があると思います。今後は、避難所におけるトイレの確保、管理ガイドラインなどを参考にしながら、行政として最善の対応を要望いたします。

続きまして、乳がんの予防について質問をさせていただきます。先ほど市長の答弁からもございましたが、乳がんは、高濃度乳房であると、がん細胞が見えづらい。昨年はこの表現を、雪の中で白ウサギを探すようなというような表現をさせていただきました。ただ、この高濃度乳房がわかっているのに本人に通知をしない。例えば、今年マンモグラフィー検査を受けて異常なしとの通知を受けて、それで高濃度乳房で見落とされていたならば、翌年のエコー検査まで乳がんを放置することになると思います。先ほども申しましたが、高濃度乳房でがんを探すのは闇夜にカラス、雪に白ウサギ、早期発見を逃してしまうことになると思うのですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。高濃度乳房に関する対応につきましては、国においては、がん検診のあり方に関する検討会などで議論されているところでございます。この中で、乳房の構成を通知することのメリット、またデメリット、こういったことも議論されております。メリットといたしましては、自身の乳房に対する意識が高まる。それによって、変化があった場合にはすぐに医療機関を受診するなどの適切な行動をとるようになる。また、がん検診を定期的に受診する。そういった動機が高まるというようなことが挙げられております。

一方、デメリットといたしましては、がんでない方が過度な心配をして精神的な負担を生じる。不必要な検査を受ける。先ほど議員お話しありましたように、これは病気ではございません。ご自分で検査を受ける場合は保険適用されずに、全額自己負担ということになります。ですので、不必要な検査を受けてしまうと、それだけ経済的負担もかかる。また、場合によっては、既にがんと診断されている方などの受診に影響が出ることも考えられるところでございます。

しかしながら、乳房の構成、これにつきましては受診者の方の情報ですので、自分のことは知りたいということであれば情報提供をする必要がございますし、また、早期発見ということからも通知が必要であるということは考えております。

そのために必要なことはどういうことかといいますと、高濃度乳房は病気ではないということなど、乳房の構成について、受診者に対して正しく理解していただくこと。また、市といたしましては、乳がん検診、また、乳房の構成などを正しく理解した上で、受診者に対して正しく情報提供をしていくこと。また、知らせた後のケアも大切でございます。ですので、通知した後に相談があった場合については、受けるとすれば、どの検査がよいかなどを検討していく必要があると考えております。

現在の対応といたしましては、乳がん検診の広報には、気になる症状がある場合は、市の検診を待たずに医療機関へ受診してください。また、この乳がん検診の結果通知につきましても、異常を感じたら、必ず早目に医療機関への受診をてくださいといったような注意喚起をしております。

また、本人より申し出があった場合につきましては、乳房の構成につきましては、検診機関に確認することができますので、検診後に受診者から問い合わせがあった場合は、回答していくということを考えております。

いずれにいたしましても、早期発見ということは大切でございますので、今後は国からの通知などに注意するとともに、先ほど申し上げました課題を検討して対応していきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○4番（久我恵子君） ただいま課長の答弁で、通知は必要であると。ですが、今年は通知はしない。ですが、これは今後通知していく形でというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。大森介護健康課長。

○介護健康課長（大森基彦君） お答え申し上げます。これにつきましては、先ほど申し上げましたいろいろな課題もございますので、そういったところを検討して、いずれにしても必要であるということは考えておりますので、その辺は検討してまいりたいと考えております。以上で

ざいます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。久我恵子議員。

○4番（久我恵子君） 先ほど高濃度乳房の話で、受診者が自分の乳房タイプを認識していれば、自己触診等で異常を感じたときに、すぐに受診をするための指針になるのではないかと私は思っております。先ほども申し上げましたが、現在、日本人女性の11人に1人が乳がんにかかっております。高濃度乳房の説明が難しい、死亡率との因果関係が明確でない、現時点で推奨できる有効な検査方法がないなどで通知をしないのは、私はおかしいと思っております。平成29年の乳がん検診に関する実態調査においては、調査に答えた約1,700の自治体のうち、約14%、223の自治体が、高濃度乳房であることの通知をしています。受診者には自分の乳房タイプを知る権利があり、知ることにより早期発見につながると思います。女性にとって大切な乳房や命が乳がんによって奪われないように、さらに、乳がん検診の受診者は、先ほども言いましたように、特に勝浦は11%という大変低い数字でございます。こちらの乳がん検診の受診者を増やしていくような活動をしていただきたいと思います。

そして、乳がんは女性特有のがんと思われがちでございますが、実は乳がん患者の約1%は男性でございます。ただ、男性がかかると思われていないことから、発見されたときには重症化しており、手おくれという場合もあるそうでございます。ちなみに、今夜、某国営放送、「ためしてガッテン」で、この乳がんや高濃度乳房に対する番組が放送される予定でございます。皆様の大切な配偶者やご家族を乳がんから守るためにも、男性の皆様にも、そして市民の皆様にも、今夜、ぜひこちらをごらんいただいて、高濃度乳房について、そして乳がんについて認識を深めていただけたらと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって久我恵子議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、照川由美子議員の登壇を許します。照川由美子議員。

〔6番 照川由美子君登壇〕

○6番（照川由美子君） こんにちは。会派、新政みらいの照川由美子です。前回、今回の台風で亡くなられた方々のご冥福と、被災した多くの人々、被災地域の日も早い復旧、復興をお祈りし、登壇しての質問をいたします。

今回の質問は、大きく分けて、1、漁業対策、2、漁村観光対策、3、防災対策の3点です。

1、勝浦漁港荷さばき所の整備計画と漁業の担い手支援対策について、以下、荷さばき所を市場と言いかえさせていただきます。

（1）市場の整備計画について。全国有数のカツオの水揚げを誇る勝浦漁港においては、長い間、市場の整備計画が進展せず、水産業の振興面において大きな課題となっています。そのような状況下、今動き出さないと今後、市場建設はできなくなるという漁業関係者の危機感が増し、検討会議が開始されたと聞きました。そこで、2点質問します。

①水産物流通機能高度化対策事業基本計画は、現在どのような進捗状況にあるのか、お聞かせください。

②勝浦地区荷さばき所整備検討会の実施状況と、その内容についてお伺いします。

(2) 漁業の担い手支援対策について。市場の整備とともに、今後の大きな課題として漁業の担い手対策が挙げられます。国や県の事業を最大限に活用し、後継者を支援していくことが重要であると考え、漁業従事者を支援する取り組みについて質問します。

①漁業への環太平洋経済連携協定対策として国が実施している浜の担い手漁船リース緊急事業は、今現在、担い手対策として大変有効であると聞きました。本事業における本市漁業従事者の利用状況をお伺いします。

②本市には、漁業従事者支援事業として漁業近代化資金利子補給交付事業があると聞きました。その概要と利用状況についてお伺いします。

2、漁村観光推進にかかわる課題について。市の計画においては、漁村観光は海洋観光として書かれていますが、漁村観光という言葉を使わせていただきます。漁業の振興とともに観光に力を入れている勝浦市にとって、漁村観光への取り組みは、今後重要になってくると考えます。本年度、鵜原地区においては、勝浦市住民主導型地域づくり支援事業の一環として、地びき網や漁船遊覧、理想郷入江においてのカニの産卵観察、エビ網漁師体験等を実施してきました。その中で、今後漁村が観光地として存続していくための計画案作成に向け、課題を整理しているところです。

そこで、漁村観光を推進する上での現状と課題について、5点質問します。

①平成13年に勝浦市観光基本計画が策定され、漁村地域での観光については鵜原から松部周辺が拠点として取り上げられています。漁村観光については、市はどのようなお考えをお持ちか、まずお伺いします。

②観光基本計画策定後、17年が経過しようとしています。当初の計画概要と実施結果についてお伺いします。また、反省や課題を踏まえて、今後、計画をどのように見直していくお考えか、お聞かせください。

③観光振興においては道路整備が不可欠です。海水浴場周辺の道路状況については、夏の間、交通対策として一方通行規制を行い、事故を防ごうとしています。しかしながら、車両1台分の幅員で、屈曲した見通しの悪い道であっても、規制できない状況がある道もあります。例を挙げますと、市道勝場2号線においては、道と並行した幅2メートルほどの川があるため、民家の玄関において車両をかわそうとして、民家に物損被害が出ている状況があります。近くの住民からは、川を一部塞ぎ、待機場所をつくることが要望されていますが、このような対策についての市の基本的な取り組み方針をお聞かせください。

④漁村観光を推進していくための課題として、道路整備と並び、河川の水質汚濁と砂による河口の封鎖が挙げられます。夏の観光最盛期、4つの海水浴場に流れ込む河川のうち、汚濁、異臭が確認されている川の状況について、また、砂による河口の封鎖状況について、今期の状況をお伺いします。

⑤漁村観光の視点から、それぞれの港の立地条件と特徴を生かした取り組みが期待できます。この点につきましては、漁港敷地内の安全対策、安全確保が最重要となりますが、この点につきましてはの基本方針等ありましたら、お考えをお聞かせください。

3、市内津波避難訓練実施計画と学校防災（災害）教育について。

(1) 市内津波避難訓練の実施計画について。九都県市合同防災訓練に引き続き、本市にお

いては10月28日に津波避難訓練が予定されています。この避難訓練は地区によりさまざまな形態であると聞いています。そこで、2点質問します。

①昨年度の津波避難訓練の参加状況と今後の課題・改善点についてお聞かせください。

②昨年度の課題等を踏まえた本年度の津波避難訓練計画と取り組みについてお聞かせください。

(2) 小中学校における防災教育について。本年6月22日、23日に開催された勝浦市教育委員会主催の語り部講演会については、学校防災の域を超え、本市にとって新たな災害防災対策の出発になったような深い感銘を受けた方々も多かったと思います。資料として配布された「小さな命の意味を考える～宮城県石巻市立大川小学校からのメッセージ～」と題した冊子からは、余り知らされなかった事実を通して、何を学ぶべきか、生かすべきか、考えさせられました。そこで、2点質問します。

①小中学校において、昨年度実施した地震・津波対応訓練の実施回数と訓練の内容についてお聞かせください。

②講演会実施の経緯と、語り部の話を聞いた生徒や職員等の反応を、把握している範囲でお聞かせください。また、これを起点に今後の防災教育にどのように生かしていくのか、お考えをお伺いします。

以上、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） ただいまの照川議員の一般質問にお答え申し上げます。

初めに、勝浦漁港市場整備計画と漁業の担い手対策について申し上げます。

1点目の勝浦漁港の市場整備に係る水産物流通機能高度化対策事業基本計画の進捗状況についてであります。この計画は、平成23年1月、安全・安心な水産物の安定的な供給を目指し、漁港関連施設を整備し、産地間競争力の強化を図るよう策定したものであります。施設整備の概要につきましては、冷凍冷蔵施設の整備、製氷施設の整備、高度衛生管理型市場の整備等でございます。

その進捗状況を申し上げますと、冷凍冷蔵施設につきましては平成22年度に、製氷施設につきましては平成25年度に完成しておりますが、高度衛生管理型市場につきましては、当初、2棟の建設を計画し、地元小型船対応の市場を平成26年度に、外来漁船対応の市場を平成28年度から30年度の3カ年で建設する予定でございましたけれども、現時点で両市場とも未着手の状況でございます。

これに関する経過を申し上げますと、高度衛生管理型市場は、組織基盤強化につながる漁協合併と市場整備を一体的に行うように計画をし、合併に向けた協議を重ねてまいりました。しかしながら、両漁協が抱える諸問題を内部解決するには時間を要しており、平成26年度以後、協議が中断している状況でございます。

このように事業が遅延している一方で、既存の市場の老朽化が進行し、安全性が懸念されるため、市場整備の方向性について両漁協と協議した結果、「将来的な合併の必要性は認めるものの、課題解決には、なお時間を要するため、安全確保を踏まえた市場整備を優先する」という方針が平成29年3月にまとまりました。その後、国と県に対しまして、「今回まとめた方針

に基づき、計画の見直しを進めたい」と申し入れたところ、了承が得られたため、直ちに荷さばき所整備検討会を設置し、計画変更案の策定に取り組んでいるところでございます。

今後の予定といたしましては、変更案が年内に国の承認を得られるように、両漁協を初め県と連携し、鋭意進めてまいりたいと考えております。

2点目の勝浦地区荷さばき所整備検討会の実施状況と、その内容についてであります。この検討会は、先ほど申し上げましたとおり、計画の変更案を取りまとめることを目的に設置した会議で、勝浦漁協、新勝浦市漁協及び市で構成し、会議の際には、オブザーバーとして県の水産局担当者の同席を求めています。また、下部組織として作業部会を設置し、変更に係る細部の検討を図っております。

なお、会議の経過について申し上げますと、平成29年6月に第1回の検討会を開催し、これまで合計4回開催しております。また、作業部会につきましては9回開催しております。

会議の内容についてであります。1つは、事業主体の変更、計画期間の延長、建設規模の見直しや建設年次の変更のほか、国が推奨する高度衛生管理レベルに応じた仕様や市場内における人や水産物の動線の確認等、運営を踏まえた十分な検討と協議を図り、変更案の策定を進めているところでございます。

次に、漁業の担い手支援対策について申し上げます。

1点目の漁船リース事業の利用状況についてであります。この事業は、意欲ある漁業者が将来にわたり希望を持って漁業経営に取り組めるよう、リース方式を導入し、漁船の更新または取得を支援しようとする事業であります。

県における事業の概要を申し上げますと、国の補助金は、リース用の漁船を取得する一般社団法人千葉県漁船リース事業協会に交付され、取得額から補助金を差し引いた額をベースに協会と漁業者はリース契約を締結し、漁業者がリース料を協会に支払う制度であります。このように、国が協会に取得額の2分の1以内の補助金を交付することで、漁業者のリース料負担を軽減し、漁船の取得または更新を支援する仕組みとなっております。

続いて、主な要件でございますが、リースを受ける漁業者の年齢は、55歳未満であること。例外として、55歳を超える場合は、45歳未満の後継者が確保されていること。その他の要件として、中核的担い手を地域連携で育成するよう、その取り組み等を定めた浜の活力再生広域プランにリースを受ける漁業者が中核的漁業者として位置づけられていることが要件であります。

ご質問のありました利用状況についてであります。この制度が創設された平成27年度から昨年度までの間、市内で4名の漁業者が利用しております。なお、今年度につきましては、6名が申請し、現在、関係機関の審査を受けているところであります。

2点目の漁業近代化資金利子補給事業の概要と利用状況についてであります。この事業は、漁業経営の近代化に必要な生産施設等の整備資金を漁業者に貸し付ける融資機関に対し利子補給金を交付する制度であり、市のみならず、県と協調した助成制度であります。こうした県と市の支援により、漁業者の利子負担を軽減し、整備を促進しようとするものであります。

事業の実績につきましては、平成29年度決算で16万1,139円を千葉県信用漁業協同組合連合会、いわゆる信漁連に交付をしたところでございます。この対象となる資金の内訳は、新勝浦市漁協の漁業者7名が、それぞれ、エンジンの更新等のために融資を受けた7件の資金のほか、勝浦漁協が漁具倉庫等、漁業者が共同で利用する施設を整備する資金3件、合計10件の資金を対

象に利子補給を行ったものであります。

次に「漁村観光」推進にかかわる課題について申し上げます。

1 点目の「漁村観光」についての市の考えであります。平成13年3月に勝浦市総合計画との整合性を図りながら、より総合的な観光振興施策体系の構築を目指すことを目的として策定されました勝浦市観光基本計画では、施策の体系の一つとして「多彩な海洋観光資源の育成・強化」を挙げており、海水浴場、海中公園、鵜原理想郷など海とかかわりのある観光施設・観光資源が集まる鵜原地区を「うみの拠点」と位置づけ、海洋観光の中心的な存在として観光地づくりを進めるとしております。

計画の中では、漁村観光という言葉は出てきませんが、議員のご質問の漁村観光は、観光基本計画での「うみの拠点」としての観光地づくりに通ずるものと考えます。そうした中、本年度、鵜原地区で実施しております地びき網や漁船遊覧、漁師体験など、本市の豊かな自然や基幹産業であります漁業を生かした観光振興には、地域活性化という観点からも大きな魅力を感じているところであります。

2 点目の勝浦市観光基本計画での漁村観光関連の計画概要や実施状況、そこからの反省や課題を踏まえての計画の見直しについてであります。観光基本計画と、その実施計画の中で「うみの拠点」として位置づけられました鵜原地区及び吉尾・松部地区は、「海中公園、海の博物館、漁港、理想郷などを結ぶ、美しい海の散策コースをつくる」をコンセプトに、地域の観光資源を関連づけることにより、同地区の観光地としての魅力をより大きくしていくことを基本方針とし、具体的には、遊歩道の整備、理想郷ハイキングコースの整備、漁港の活用、海中公園、海の博物館の拡充、駐車場の整備などを推進するとしています。

基本計画策定から17年、実施計画策定からも15年が経過し、計画している事業の実施につきましては随時検討がなされ、理想郷ハイキングコースの整備や駐車場の整備などを実施しているところでございます。今後につきましては、改めて計画推進について検証し、計画の見直しを含め、うみの拠点として位置づけられております鵜原地区及び吉尾・松部地区の観光振興策を考えてまいります。

3 点目の川を部分的に蓋がけをし、待避場所を設置することについてでございますが、ご質問の市道勝場2号線は、延長約306メートル、幅員約2メートルから3メートルで、市道松部吉尾鵜原線から鵜原海水浴場へ通じる狭隘な道路であります。車の対面通行ができないことから、夏季期間だけでも一方通行にできないか検討をいたしました。近隣住民の方々のご理解が得られなかったものであります。この市道に並行して流れております崖塚川の一部を暗渠化して待避場所を設置することは可能と考えますが、事業化に当たっては、まずは地元で十分協議され、待避場所の位置及び区間などを記入した要望書を区長名で提出していただければと思います。市といたしましては、要望書を精査し、緊急性や必要性、事業効果等を総合的に判断してまいりたいと思います。

4 点目の本市4カ所の海水浴場に流入する河川の汚濁と異臭の状況及び砂による河口の閉塞状況についてであります。まず、河川の汚濁と異臭の状況についてであります。本市の4カ所の海水浴場に流入する河川は、中央海水浴場には墨名川、浜勝浦川及び春日台川、鵜原海水浴場には崖塚川、仲川、苗代川、鵜原西ノ谷川、守谷海水浴場には守谷川、興津海水浴場には興津東川、坪田川、養老川、塩田川がありますが、このうち毎年度水質調査を実施している河

川は、中央海水浴場で墨名川と浜勝浦川、鵜原海水浴場で仲川と苗代川、守谷海水浴場で守谷川、興津海水浴場で興津東川と坪田川のみであります。

水質調査の生化学的酸素要求量及び溶解酸素量につきましては、浜勝浦川を除いて、いずれも基準値以下でありました。

なお、異臭につきましては、調査項目にないため、不明でございます。

また、砂による河口の閉塞状況でございますが、先ほどの河川のうち、河口に砂の堆積が見られたのは、春日台川、鵜原の4河川及び守谷川でありました。いずれの河川も南向きに河口が広がっており、水流も弱いため、南風が吹くたびに河口に砂が堆積してしまうものであり、これまで幾度となく砂の撤去を実施いたしましたが、一たび風が吹くと元に戻ってしまう状況であります。

5点目の漁港敷地内の安全確保に係る基本方針等についてであります。市が管理する漁港については、漁港管理条例を定めて管理に努めているところであります。ご質問の漁港敷地内の安全確保につきましては、条例に基づく適正管理の一環として、日常点検はもとより、施設の機能維持や安全対策を目的とする維持補修工事を実施しているところであり、基本方針等は定めておりません。

なお、従来から風水害や浸食に伴う土砂崩落のほか、高波により護岸等が被災した場合、直ちに注意喚起の看板を設置するなど、事故防止の対応を図っております。今後とも、漁業者はもとより、釣り客など、漁港に訪れる方に対する安全も踏まえ、引き続き適正管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、市内津波避難訓練の実施計画について申し上げます。

1点目の昨年度の津波避難訓練の参加状況と今後の課題及び改善点についてであります。参加状況から申し上げますと、昨年10月29日に、市内沿岸全地区において津波の一斉避難訓練を実施し、768人の参加がございました。今後の課題と改善点ですが、訓練の参加率が約6%と、まだまだ防災・減災に対する意識が低く、その要因の一つとして災害心理学で問題となっている、この場所は大丈夫、自分は大丈夫などと考えてしまう人間の心理的な傾向で、いわゆる正常性バイアスが働き、逃げおくらせてしまう状況があると言われております。このような状況を少しでも減らすためにも有効なものが訓練であり、訓練を重ねることで、いざというとき自然にいつもと同じ行動をとることができる、訓練と同じ行動をとることで身を守れることから、今後も広報や回覧など、さまざまな機会を通じて訓練の大切さをご理解いただけるよう周知に努めてまいりたいと考えます。

2点目の本年度の津波避難訓練計画と取り組みについてであります。来る10月28日、日曜日に、市内の沿岸部地区を対象とした一斉津波避難訓練を行い、その後、芸術文化交流センターキュステにおいて、初期消火訓練や救急法訓練、AEDを使用した心肺蘇生法訓練などを行う予定でございます。また、あわせて、夷隅広域消防本部による、地震体験車や煙体験ハウス、防火衣の装着体験、消防車両の展示などの消防フェアの開催を予定していることから、各区へ回覧等で周知を行い、多くの参加を期待するものであります。

以上で、照川議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

なお、教育に関するご質問につきましては教育長から答弁がございました。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁の途中であります。11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩瀬教育長。

〔教育長 岩瀬好央君登壇〕

○教育長（岩瀬好央君） 皆さん、こんにちは。よろしくお願いします。それでは、ただいまの照川議員の一般質問にお答えします。

学校防災教育についてお答えします。

小中学校における防災教育について。1点目の昨年度に実施した地震・津波対応訓練の実施回数と訓練の内容についてですが、小中学校では2回から4回の避難訓練が実施されました。各学校の避難訓練の回数ですが、上野小学校が2回、興津小学校が3回、勝浦小学校が3回、豊浜小学校が4回、総野小学校が2回、勝浦中学校が2回の実施です。訓練の内容については、授業中に地震が発生し、1次避難場所から、2次避難場所への移動訓練、また、登下校時に発生した地震を想定しての避難訓練などが行われました。

2点目の講演会実施の経緯と語り部の話を聞いた生徒や職員等の反応ですが、まず実施の経緯は、教育委員会担当者が、東日本大震災で被災した、当時小学生だった児童がその体験と思いを綴った「16歳の語り部」を読み、勝浦の子どもたちに話を聞いてもらおうと企画いたしました。

児童生徒の反応ですが、感想文からは、勝浦にいつ地震・大津波が来てもおかしくないという危機感、そして、地震や津波に対する備えの重要性を認識した児童生徒が多く見られました。また、被災してもたくましく生きる姿に感銘を受け、今後の生き方に影響を受けた児童生徒も多く見られました。

職員の反応についてですが、教員として、改めて子どもの命を守ることの重大さを受けとめ、危機感を新たにし、最悪を想定した心構え、訓練が重要であると再認識するなど、教職員の防災意識が高まりました。

また、勝浦中学校においては、生徒の感想を家庭に持ち帰り、保護者からコメントももらいました。その中には、家族で津波避難や防災について考える機会になったとの感想が多く寄せられました。

次に、これを起点に今後の防災教育にどのように生かしていくのかについてですが、教育委員会といたしましては、この行事を起点に学校と連携して事業を推進してまいりたいと考えます。具体的には、市内小中学校で統一して、毎月10日を「学校安全の日」と設定をいたしました。災害安全、交通安全、生活安全の3つの領域から、児童生徒に学校の実情に合った安全指導を行う計画です。また、この学校安全の日には、各学校と教育委員会に整備してあります非常用無線機による通信訓練も新たに実施する計画です。

さらに、市教育研究会との連携を推進していきたいと考えます。今年度は、教育研究会の安全部会を研究指定いたしました。市内の小中学校の安全主任で組織される安全部会は、今年度3回の協議会を開催いたしました。この8月には、防災教育という観点から、市からの補助を受け、安全部会の代表者2名が1泊2日で宮城県、岩手県に県外研修に行きました。1日目は、

宮城県石巻市の大川小学校を視察研修いたしました。現地で案内をいただいたのは、語り部講演会で案内役を務めていただいた佐藤敏郎氏です。2日目は、釜石の奇跡と言われた岩手県釜石市鶴住居地区を研修視察いたしました。釜石市教育委員会及び釜石東中学校の職員から研修を受けてきました。この研修視察については、1月に実施予定の市教育研究会全体研修会で報告されます。市内教職員のさらなる防災意識の向上につながることを考えます。

さらに、市校長会においても、語り部講演会を受けまして、この夏期休業中に石巻市立大川小学校の研修視察を実施いたしました。この研修視察についても、語り部講演会がきっかけとなり、大川伝承の会の代表者に協力をしていただきました。学校の最高責任者である校長自身の防災意識がさらに高まったとの報告を受けております。

今後も教育委員会といたしましては、学校、市総務課と連携して防災事業を推進してまいりたいと考えております。

以上で、照川議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○6番（照川由美子君） 市長、教育長、ご答弁ありがとうございます。勝浦漁港の市場整備についての経過と状況の概略を把握できました。私、3年前に市場視察をしたときに、その老朽化の状態を見て、安全面、衛生面、大きな問題があるということを肌で実感いたしました。とともに、その市場の中で関係者が効率よく作業を進めていることに驚きました。計画が進展するまで長い年月がかかり、まだまだ内部の課題は解決されていませんが、一定の合意が図られ、本市の漁業発展を願って市場整備に動き出したことを感慨深く思います。

再質問の1点目です。本年中に変更案の国の承認を得られるよう、事業規模、建設年次の変更等、検討会で思案中とのことでしたが、検討会の構成メンバーは、新勝浦と勝浦の両漁協と市、そしてオブザーバーとして県水産局とのご答弁だったと思うんですが、このメンバーかどうか、まずこの点を確認いたします。

また、着工に当たっては、工事期間中であっても、市場機能を停止するわけにはいかないんじゃないかと思うんですが、日々操業しながら工事を進めることになるのではないかと思います。どんな方法で行うのか、これは検討中だと思いますので、市場建設にはどんな方法があるのか、この2点をあわせてお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。1点目の会議の構成でございます。市長答弁でもありましたとおり、両漁協と市、オブザーバーとして県の水産局の同席を求めているところであります。実際に出席メンバーについて私のほうから申し上げますと、検討会におきましては両漁協で組合長、参事、作業部会におきましては参事と総務課長に出席をお願いしております。市の立場といたしましては、事務局も兼ねながら、議事進行の役割に担っております。

続きまして、市場整備の具体的な内容、中でも、操業しながら工事を進めることについてお答え申し上げます。議員ご質問のとおり、市場運営をしながら整備工事を進めるのは、一つの課題と捉えております。中でも、盛漁期における工事の対応は、今後の検討の一つと位置づけております。そうした中、勝浦漁協側で、今現在、施設整備の基本設計に取り組んでおりまして、検討会、作業部会で、その経過の報告を受けながら、詳細な検討を進めているところであります。

近日中には、国の補助金を活用するという事で、その補助金の兼ね合いも見まして、県のほうに関係者が出向きまして、事前相談を行う予定であります。相談の内容といたしましては、現時点における工法ですとか工期の関係が、国庫補助の観点、建築基準法等の観点にそぐうかどうかの事前相談を行う予定であります。現時点については、この場でお示しする内容はございませんが、今後、県並びに国との協議を経ながら、工法、工期等、詳細について決定する予定であります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○6番（照川由美子君） 聞き逃してしまったのかもしれないですが、1点目について、メンバーの中に仲買の鮮魚商は入っているって言いましたっけ。ちょっとお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。設置してございます検討会並びに作業部会に鮮魚商の方の参加はございません。そのかわり、勝浦漁協側で、組合内部の組合員方の協議とあわせ、別途、鮮魚商との意見聴取ですとか、意見の協議、そういうものを経ている、このように聞いております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○6番（照川由美子君） 了解しました。もし、今話されたような方法で行うとすれば、着工から竣工まで長い期間を要すると推察されます。その期間、市場関係者、工事関係者、市場に出向く市民の安全に特段の配慮が必要になると思います。漁業組合統合につきましては、かつて、水産庁は、地域統合、1郡1漁協を図った上で、1県1漁協を目指していたと聞いています。その手前で1市町村1漁協が推進され、太東と大原、御宿と岩和田は合併しました。近隣は進んだものの、本市においては、いまだ厳しい現状であるということ。今回のご答弁にありました、市場整備の根底にある将来的な組合の合併という将来が、本市の漁業振興に向け、近い将来になるよう努めてほしいと要望します。

次に、漁業の担い手支援対策ですが、漁船リース緊急事業の利用者は、27年から4名、そして今年6件審査がある、大変利用しているというご答弁でした。国のTPP対策でもあって、緊急対策と言うからには、今後打ち切られることが懸念されますが、国の状況はいかがか、わかりましたらお答えください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。漁船リース事業でございます。現在、国の各省庁では、国の来年度予算編成のために、概算要求を取りまとめ、先月末にこれを終えたところであります。過日の報道によりますと、水産庁における概算要求の方針が示されまして、漁船リース事業の内容の対応につきまして申し上げますと、これまで緊急対策として、その性質から補正予算の対応をしておりましたが、全国の沿岸漁業者からの強い事業要望を受けまして、来年度につきましては、当初予算に計上するよう、水産庁の方針が示されております。ご質問のありました事業の継続性でございますが、当初予算に計上することで、この事業の継続性が期待できるところであります。

また、当初予算に計上するメリットを申し上げますと、補正予算ですと、その成立時期が不確定となっております。国会の審議の動向によって漁業者の申請の時期が流動的になりますと、例えば、年齢要件55歳ぎりぎりの方が国会審議の動向によって年齢要件を外れるということも

あったと聞いております。こうしたことから、当初予算でその執行の時期が明確となりますと、補助を受けられなくなったケースも少なくなるのではないかと、こういうメリットを考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○6番（照川由美子君） ありがとうございます。担い手にとって、まさに助け船であるこの事業が、将来的にも確実に成立できるように、補正予算ではなくて、当初予算を期待できるということです、その計上が続けられるよう働きかけてほしいと、要望します。

次に、漁業担い手対策等で、市として今後力を入れていくことは何でしょうか。端的にお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。担い手対策といたしましては、これまでの事業の継続を図ってまいるとともに、新たな取り組みとして、直接的な支援とは異なりますけれども、マカジキのブランド化を進めてまいりたいと考えております。この取り組みにつきましては、はえなわ漁を営みます若手漁業者からの直接要望を受けたものであります。具体的な取り組みは昨年度から始めておりまして、2月17日に、築地市場に隣接します築地魚河岸という施設におきまして、漁業者参加のもと、築地の仲卸業者、つまり築地の魚のプロに対しまして、マカジキの試食会を行いました。イベントの名称は「スゴ腕漁師が振る舞う試食会」と命名しまして、結果といたしまして、仲卸業者126者の来場がございました。

こうした実績を踏まえまして、今年度ですけれども、さらに発展的な取り組みを考えているところでありまして、今年度につきましてもPRイベントを拡充させようと、このような考えでおります。昨年度につきましては行政と漁業者連携でやりましたが、次回につきましては、鮮魚商の方々のご意見も入れながら、今現在、協議を行っているところであります。以上、マカジキのブランド化を今後力を入れていきたい。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○6番（照川由美子君） 漁業関係者や若い担い手のためにも、漁業に魅力を感じるような浜づくりをしてほしいと願っています。このマカジキのブランド化もその一つかなと思います。増収、副収入が得られるような事業等の展開を支援してほしいと願っています。

ここで観光課長にお伺いします。観光計画にも観光資源の掘り起こしというものがあるんですが、例えば今出てきたマカジキのブランド化を進めようとした場合、観光商工課は、事業過程でどんなかわかりが考えられますか。お伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。勝浦のマカジキのブランド化を進めようとした場合、観光商工課の立場としてできることとして、まず考えられることは、勝浦のマカジキを広くPRすべく努めることでございます。さらに、マカジキを活用したみやげ物の開発、さらに、地元飲食店や宿泊施設などで、マカジキを売りにした料理などを提供することによる観光客の誘致が図れるよう、各種団体に働きかけることが、こちらとしては可能であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○6番（照川由美子君） なるほどと思いました。この例をあわせ考えると、農林水産課と観光商工

課が計画段階から連携して仕事を進めれば、効率よく、結果も充実したものになるのかなと思います。一つの事業を成功させるために複数の部署が連携し合っただけの取り組み、今後これやってみてはどうかというふうに考えます。次の漁村観光の推進にかかわる課題において、各課連携の重要性を再認識していきたいと思います。

漁村観光ですが、勝浦市観光基本計画と観光拠点施設整備実施計画の中には、うみの拠点として、鵜原、吉尾・松部が指定されて、多彩な海洋観光推進における戦略的な施策が示されておりまして、まず、15年前にこのような計画ができていたのかと驚きました。

鵜原駅から港にかかわる計画の内容の一部を申し上げますと、駅・国道からのアクセス道路の整備、鵜原駅前のサイクリングターミナルの設置、松部港から鵜原港の遊覧船の活用、勝場港におけるマリンテラス、ホテル、シーフードレストランの建設、長入港におけるダイビングセンター、直売所の設置、吉尾漁港の体験漁業の導入など、数多くの事業、観光地づくりが整備手法とともに丁寧に示されて、地図とともに掲載されていました。

そこで、観光商工課長に質問します。先ほどの市長答弁にありましてとおり、計画では鵜原地区及び吉尾・松部地区の観光資源を関連づけることによる観光地としての魅力を大きくしていくことを基本方針とし、理想郷ハイキングコースの整備や漁港の活用などを推進するというふうにしています。既に実施している事業や実施できない事業もあると思いますが、改めてうみの拠点として鵜原地区及び吉尾・松部地区の観光振興策を考えていく上で、今現在において具体的なお考えがあるのか、お聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。観光基本計画や実施計画につきましては、これまでも見直しの検討がなされてきていますが、今後につきましては、現在の状況や、これまで検討されてきました見直しの内容を踏まえ、うみの拠点としての鵜原地区及び吉尾・松部地区の観光振興を考えていきたいと思っております。

具体的な考えといたしましては、現在、一般社団法人勝浦市観光協会を中心に進められておりますDMOの方針、地域の稼ぐ力を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成するような観光地経営の視点に立った観光地づくりにつながるような事業を実施するような形で、例えば、理想郷散策や、海中公園、海の博物館の見物などや、鵜原区が今実践しております地びき網体験、漁船遊覧などを活用しました、旅行商品の開発による観光客の増加を図るようなことができればいいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○6番（照川由美子君） 地域の稼ぐ力というのが増して、体験的商品とか、そういうところに結びつくといいかなと、そういう支援をしていただきたいと願っています。

次に、農林水産課長と観光商工課長に質問いたします。実施計画の中で記載されているダイビング施設と直売所の整備支援は、漁村観光振興や漁業の担い手支援等で鍵になると思いますが、その点いかがお考えか、お伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。平松農林水産課長。

○農林水産課長（平松 等君） お答えいたします。ダイビング事業でございますが、新勝浦市漁協におきましては、将来的にダイビング事業の拡充をしたいと、このような意向がある旨、聞いております。高齢化や後継者不足を踏まえましますと、漁協の経営基盤強化に、この事業は効果的

であると、私のほうも認めておるところであります。したがって、このダイビング事業に対しまして、市農林水産課として、どのような支援、協力の方法があるのかどうか、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、高橋観光商工課長。

○観光商工課長（高橋吉造君） お答えいたします。ダイビング施設、直売所の支援整備につきましては、こちらとしては、国、県の補助金などを活用して整備支援が可能であると考えております。例えば、県の補助金であります観光地トイレ整備スピードアップ事業につきましては、トイレに限っていることなんですけれども、多くの観光客が利用する観光公衆トイレのうち民間企業等が所有するトイレの整備にかかる経費を一部助成するものでございまして、補助限度額は500万円、補助率4分の3以内であります。その他、このような補助金を活用して整備の支援ができるようになればというふうに考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○6番（照川由美子君） 勝浦ダイビングリゾートは、現在、漁協の資材倉庫や冷蔵庫を模様替えして使用しています。トイレ、休憩所等を整備するための支援をすれば、リピーターも増えて、勝浦の観光を支えていく事業になると思われます。この点について詳しくここでお話をしたかったわけですが、時間があと14分というところで、先に飛ばしていきたいと思います。

3点目の観光振興における道路整備対策についてですが、市の基本的な取り組み方針については了解いたしました。現在、東側海水浴場への勝場2号線の海側は、ここ数年で大きく様変わりして、大小合わせて130台分の駐車場ができて、夏の3週間は、すれ違いに大変苦慮する市道となっていました。どこから車が来るのか、どの時間が危ないのか、この夏の最盛期に調査したところ、関東近県だけでなく、北海道から沖縄まで全国から来て、大使館の青ナンバーもありました。午後3時から4時が交通量のピークという結果でした。

かつて、ここは海水浴場への市道整備強化で、現在の勝場2号線から10メートル離れた道に橋がありまして、川があるわけですが、川全体を塞いで、現在の2号線と合流するという、そういう計画案があったと、これは周囲の人たちから聞いております。そうしますと、入り口と出口を分けることができまして、安全性が高まると考えたようです。これがアプローチルートという、この計画案の中のその一つではないかなと思うんですが、しかし、今の状況を考えた場合、川を一部塞いで待機場所をつくるということが最も現実的な方法であるというふうに思われます。地区は、ご答弁にありましたように、方針に基づいて、今後要望していくと考えますが、市道における事故防止を目指して、格段の工夫とご配慮をお願いいたします。

道に続いて、川の問題です。鵜原海岸は、接続する守谷海岸と合わせて日本の渚百選に選ばれていますが、海に注ぐ川の状況は決してよいものではなくて、漁業面、観光面においては、果たしてこれから先、海を守れるのかという危機感を強く持ちます。4つの海水浴場に注ぐ9つの河川について調べたという、その水質は基準内であっても、汚濁、異臭が確認されている状況については、調査して、記録して終わりにせず、課題に向けてのアクションが必要であると思います。目視で油が流れ込み、汚濁が増している川は、ご答弁にあった状況より多いのではないかと思います。この夏、砂で河口が封鎖されて汚濁、異臭が増した無名橋の中の川とか、勝浦の中央海岸に流れ込む河川の状況は、ここ数年よくなっていないというふうに見ております。

そこで、排水対策として、油対策の取り組みが必要だと思います。廃食油の回収について、2年前に先輩議員が質問しているわけですが、それから各地にそれは広がっているのか。飲食店における廃油はどのように回収しているのか。今後、廃食用油ステーションを増やしていく必要があると思うんですが、いかがお考えでしょうか。まとめてお答えをお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。神戸生活環境課長。

○生活環境課長（神戸哲也君） お答えいたします。まず、回収場所が各地に広がっているのかにつきましては、2年後の現在におきましても、変わりなく4カ所で、位置も変わりありません。

また、飲食店における廃食油の回収であります。勝浦市が参加している事業体とは別の事業体が、飲食店などを対象に定期的に回収を行っています。

次に、廃油ステーションを増やしていくということですが、まずは啓発を第一として、その上で場所を増やしていきたいと考えます。この事業は平成26年12月の開始であります。事前に全戸にチラシを配布し、市のホームページには随時掲載し、平成28年2月には、広報紙で周知を図りました。その結果、回収量は年々増加しております。水質保全に効果がありますことから、より回収量を増やしていきたいので、まずは海や川の自然を守ること、そして、手段の一つであるこの事業を、広報紙による広報などで、さらなる啓発をしていきたいと考えます。

廃油ステーションを増やしていくことについては、増やすことにより、周辺の意識がさらに高まり回収量の増加が見込まれると考えますが、設置先へは、場所の提供や回収場所の管理など、ご負担をお願いすることになりますので、これをご了解の上で設置してくださる先がありましたら検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○6番（照川由美子君） 市民のほうも努力をしていかなければいけないと思います。その意識をどのように高めていくのか、お考えがありましたら伺います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。神戸生活環境課長。

○生活環境課長（神戸哲也君） 先ほど広報紙による広報ということでありましたけれども、水質保全、まず排水対策として何が必要かということ、家庭の流しの出口からというところを盛り込んでいきたいと思います。また、必要に応じては、ホームページなどでも、その辺随時いろいろな情報を提供し続けていけたらと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○6番（照川由美子君） 例えば、広報かつうら見開きで、イラスト等工夫して、ばんと市民にアピールするような、目に訴える紙面を考えていただくとか、そういうところでやってほしいと思います。

次の、砂による河口の封鎖状況ですが、今年の夏は危機迫る状況が発生しています。というのは、砂が堆積して、封鎖されて川の水位が増すわけです。台風等来たら、河口から離れた民家のほうの浸水が懸念されました。この台風も私は心配でした。朝、どうだったのと言ったら、水かさはそんなに増してはいないけれども、それでも脅威だというふうなことです。興津の川の状況と鵜原の川の状況というのはなぜ違うんだろうとか、見に行ったら率直に思うんですが、この砂とごみとが逆流して堆積している、その近くの民家の人たちは、雨が降るたびに大変な思いをします。今期このような状況を解決していくためにはどうしたらいいか、対策

についてお伺いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。まず、鵜原地区の海水浴場付近の河川と興津海水浴場付近の河川の大きな違いは、防砂堤や防波堤などの海岸保全施設が建設されているか、いないかの違いではないかと考えております。この鵜原地区の海水浴場は、一部市管理のものもありますが、海水浴場付近の海岸は県の管理の海岸となっております。先ほどの海岸保全施設を建設するためには、管理者は県でありますので、県に要望をしていくことになると思いますが、現在、県では、銚子県境から館山洲崎までの海岸について、千葉東沿岸海岸保全基本計画を策定しており、これに基づきまして、被害からの海岸の防護、海岸環境の整備と保全、公衆の海岸の適正な利用という、この3つの面でバランスのとれた総合的な海岸管理を目指しております。また、これを実現するためには、海岸保全施設等の学識経験者や関係団体などを交えた、地域住民からなる海岸づくり会議を開催し、地域の方々の意見を十分に反映することとなっております。このようなことから、海岸保全施設建設の要望を行う際には、まず事前に県との相談を十分に行っていく必要があるものと考えます。しかしながら、これを実現するためには相当の時間を要することから、それまでの間、砂の堆積は待ってられませんので、必要に応じて、これまで同様、取り除いていく対症療法しかないのではないかと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。照川由美子議員。

○6番（照川由美子君） わかりました。浸水する可能性が高い場所とか、状況を調査して、河川沿いの住民が安心して暮らせる対策を、これから講じてほしいというふうに要望します。

最後の、市内の津波避難訓練実施計画ですが、昨年の9月議会において、津波避難訓練への小中学生の参加を申し入れて、承諾され、学校に周知されました。日曜日の朝8時に、中学生は、避難訓練に参加してから部活動に参加するよう伝達されたと聞いたんですけども、天候不良のために延期された結果、子どもたちの参加はなかった。そして、昨年実施時は、この申し入れが生きていなかった。この点につきまして、子どもたちが参加する、これは意義深いと思います。10月の避難訓練に、大人だけではなくて、子どもたちも参加するよう、家族みんなでと呼びかけを強化することはできないかというのが1点。

最後に、教育長にお聞きしたいんですが、子どもたちの地元での参加についての教育委員会のお考え、そして、勝浦の子どもたちを守る決意をお伺いして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井清彦君） お答えいたします。10月28日に予定されております津波避難訓練に際しまして、大人だけではなく、子どもたちもと、また、その呼びかけをということでございます。津波避難訓練については、家庭に子どもたちがいるときにも当然津波というのは起こり得ます。そういった中で、いろいろ避難訓練する際には、その前に当然地震も来ます。当然地震が来たときに、まず家の中で身を守るということを家族の中でちゃんと話し合って、皆さんの身の安全が守れたときに、今度は津波が来るから避難しましょう。避難するときには水を持ちましょう、食料を持ちましょう、そういったものを持つようなことを家族の中で話し合って、また、役割分担を持っていくというのが私は非常に大切なことかなと考えております。このような中、

当日も、子どもたち、当然、中学校、小学校、部活等もあろうかとは思いますが、そういったことも多少時間をずらしてでも参加できるように、今後、教育課とも協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、岩瀬教育長。

○教育長（岩瀬好央君） それではお答えします。まず子どもたちの参加についてでありますけれども、これについては、今年度、特に語り部講演会、あるいは教職員においても、さまざまな実情を見ておりますし、おおむね理解は得られるのではないかと思います。ついでに、ただ、議員もよくご存じのように、学校はいろいろな状況もありますので、今後、各学校、そしてまた、こちらにも市のPTAの連協の会長もいらっしゃいますけれども、PTAともいろいろ協議しながら、ぜひ、この点については前向きに検討していきたいと考えております。

また、子どもたちの命を守る決意ということでもありますけれども、今回の講演会の言葉の中に、一番思ったのは、子どもが家を出て、「ただいま」と言える、これが大事だ。勝浦の子どもたちが学校に行って、そして元気に「ただいま」と言える。そのためには、子どもたち自身も、自分の身は自分で守るところを前提に、これは学校だけではなくて、教育委員会、学校、そして保護者の方、そしてまた地域全体が、そういった子どもたちをつくる、あるいは子どもたちがそういったことを考える環境をみんなでつくっていく、そういったことをしていければと思います。そのためには皆さんのご協力も必要でありますので、ぜひよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） 午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 開議

〔16番 末吉定夫君入席〕

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岩瀬義信議員の登壇を許します。岩瀬義信議員。

〔15番 岩瀬義信君登壇〕

○15番（岩瀬義信君） 皆さん、こんにちは。会派、勝寿会の岩瀬でございます。今回は、市長の政治姿勢についてお伺いいたします。市長の明快な答弁をお願いしたいと思います。

さて、光陰矢のごとしとか、時の流れは早く、猿田市長が就任されて、はや7年がたちました。初めは、東日本大震災の、いわゆる3.11の直前、4人の大激戦を制し、市長に当選された故山口和彦市長を補佐してもらいたいということで、本市の有力者の間で協議し、特に私が主張しましたが、猿田氏が副市長として最適任であるとして、ある意味、無理して勝浦に来ていただきました。しかし、その後、不幸にも山口市長が体調を崩され、平成23年6月に、志半ばで急逝されたわけでありまして。そこで、急遽、山口和彦後援会を初め、森代議員、小高県議とも協議をし、私も積極的に支持したわけですが、猿田さんに市長選に出馬してもらいたいとお願いをし、現在の猿田市長が誕生したわけでありまして。

猿田市長は、県の商工労働部長や県下市町村全体を指導する立場の市町村課長などの要職を歴任されてきた、まさに行政のプロであります。これまでの7年間、スピード感をもって取り組む姿勢のもと、我々の想像を超える働きで次々と実績を積み上げてこられましたことは、皆

さん既にご承知のことと思います。

私が最初に印象に残っておりますことは、山口市長が当選された市長選の大きなテーマでありました、鶴原地先の産業廃棄物最終処分場の建設阻止でありました。猿田市長が勝浦に来られてから、残土条例をつくり、直ちに県へかけ合い、知事への産廃処分場建設申請をすぐ却下に導いた行動力には、地元鶴原区はもちろん、私も、ただただ驚き、感心したものでありました。

そして、勝浦中学校体育館の新築を初めとした、小中学校5つの体育館の耐震改修、給食センターの建て替え、芸術文化交流センターの建設、勝浦駅のエレベーター設置、小さな子どもさんを持つ親御さんから要望の多かったと言われていた公園の設置については、いち早く興津ミレーニアの広大な芝地を公園として無償で借り受けるとともに、勝栄館跡地に潮風公園を、それもほとんど一般財源を使わず、国の交付金事業等をうまく活用し、実現されました。

これまでの勝浦市の歴史にない、今後もまずないだろうと思えるほどの数々のプロジェクトを、ほんの数年のうちに、ことごとく完遂され、その政治手腕の高さは、多くの市民が認めているところではないでしょうか。

また、最近においては、市制60周年という記念すべき年に、NHKのど自慢を、市長の尽力でNHKと交渉され、40年ぶりに開催でき、多くの市民が楽しめるとともに、全国に千葉県勝浦市をPRすることができました。

企業誘致、雇用の確保では、ベイシアの誘致や、清海小学校跡地へパクチーの誘致を実現され、子育て、教育振興の面では、現在、認定こども園の建設や、勝浦中学校のプール建設も進めております。

さらに、市長は、ふるさと納税にも果敢に取り組まれ、大胆な発想により地域振興券の発行を断行し、地域産品の返礼による本市へのふるさと納税が、いかに市内に経済効果をもたらしていることか。

また、旧行川アイランド跡地への宿泊型リゾート構想も、先月末、県の環境審議会・自然環境部会で了承され、これからいよいよ建設に向けて進むことになります。皆さんもご承知のことと思いますが、行川アイランドが閉園する話が出た当時、行川アイランドの倒産は、これは勝浦市滅亡の前兆だ、起死回生の反撃作戦をと、官民一体で行おうと、市民有志が1万5,000人にも及ぶ署名を集め、存続運動が展開されました。しかし、私たちの1万5,000人の叫び、願いは当時の市長には届かず、平成13年に閉園となり、長年手つかずの状態が続いておりました。地元では、閉園以来、次は行川アイランド駅が閉鎖されるのではないかと、皆さんも随分心配しておりました。そのためにも再開発を地元の者は望んでいるわけです。

そこで猿田市長は、土地所有者である共立メンテナンスが再開発を考えているとの情報を得ると、何度も本社を訪ね、オーナーに対し、早期の事業着手を直談判されました。その成果が、今回の事業承認につながったのではないのでしょうか。

一方、総野地区が前から待ち望んでいた、国道297号松野バイパスの2期工事区間も、来年3月の竣工に向けて、着々と工事が進んでおります。このバイパス工事は、平成元年の事業着手以来、既に30年が経過しておりますが、この間、道路用地の問題がこじれ、平成14年から約10年余りも工事が中断しておりました。猿田市長は、現在の狭隘な国道を通学路としていた子ども部たちの安全を、何とかして早く確保しなければと、就任直後、県土木事務所に工事の再

開を強く要望され、地元説明会へも市長みずからが出向いて地権者を説得されました。このような積極的な行動力が県を動かし、ついに平成24年、工事の再開に至ったわけであります。

このように、市長の実績を掲げると枚挙にいとまがありません。市長が就任以来、約7年間の経過しましたが、これまでの市長の取り組みが、いかに勝浦市を前進させたか、また、市経済も活況を呈してきているか、市民の多くが猿田市長の市政運営に満足していると私は考えております。猿田市長は、沈滞ムード漂った勝浦市に活を入れた、元気を取り戻してくれた市長であると、私は思います。

そこでお伺いしたいのは、この7年間、市長として、どのような心構えで市政のかじ取りをしてこられたのか。また、将来の課題や構想もいろいろと見えてきていると思いますが、これまでの実績を見たとき、これらの課題を克服していただくには、私は猿田市長しかいないと思います。つきましては、来年7月に任期が来る現時点において、少し早いとは思いますが、来期の市長選に再度挑戦すべきと私は思いますが、市長のご見解、ご心境をお伺いします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 市長から答弁を求めます。猿田市長。

〔市長 猿田寿男君登壇〕

○市長（猿田寿男君） 本日は大勢の皆様方が傍聴に来られております。皆様、ご苦労さまでございます。

それでは、ただいまの岩瀬議員の一般質問に対してお答え申し上げます。

市長の政治姿勢というご質問でございます。先ほど岩瀬議員からお話しありましたように、私も、市長に就任して以来7年が経過いたしました。ただいま岩瀬議員からも、これまでの私の政策や実績等について、ご評価のお言葉もいただきました。お話しにありましたように、故山口和彦市長の急逝に伴い、山口市長の公約を引き継ぐ形で、全身全霊、無我夢中で市政運営に取り組んでまいりました。

振り返ってみますと、岩瀬議員から話がありましたけれども、これまで、鵜原の産廃問題を初め、ハード事業としては、勝浦駅のエレベーターの設置、給食センターの建設、芸術文化交流センター、キュステの建設、防災対策として、小中学校の体育館を中心とした耐震工事、特に勝浦中学校体育館の改築工事、津波対策として、42カ所の緊急避難路の設置と、現在進行中でございますが、津波停電に備えた夜間照明の設置、それから、県事業でございますが、約10年近くストップしていた松野バイパスの建設を県にお願いしまして、松野・杉戸間の第2工区の建設をスタートさせ、いよいよ来年3月に第2工区は完成する予定です。また、元勝浦有料道路料金所跡地付近の国道297号と128号の交差点改良、それから、公園として、興津ミレーニアにくぼやま公園を、勝栄館跡地へ潮風公園をそれぞれ設置いたしました。保育所、小中学校の再編でございますが、保育園を7園から3園に、幼稚園は認定こども園に再編をいたします。中央保育所と勝浦幼稚園の幼保連携型の認定こども園の建設がこれから始まります。さらに、清海小と上野小の統合、郁文小と勝浦小の統合、勝浦中・北中・興津中3校の統合、これに伴いまして、勝浦中学校にプールの建設をこれから行います。それから、教育関係では、教育大綱を整備いたしまして、ハードとして、各学校のトイレを洋式化いたします。それから、無線LANの整備を行います。次に、土地改良事業の推進として、名木木戸、大森、大楠各地区のほ場整備事業を推進をしております。近々、名木木戸地区は、国の採択を受け、正式な県営ほ

場整備事業としてスタートいたします。また、ソフト事業としましては、一つは、こども医療費の中学3年までの完全無料化、それから、学校教育では、ソフトとして、学校用務員の配置、ALTの増員、学校教育指導員の増、学校の図書費の3倍増ということを行いました。それから、元勝浦若潮高校跡地へベイシアを誘致いたしました。それから、元行川アイランド跡地への共立メンテナンスによる、ホテルを中心とした宿泊型リゾート施設の建設支援などなど、多くの事業についてかわり推進してこられたと、改めて感慨深く思う次第です。

私は、市長就任時の心構えとして、多くの市民の皆様の意見や、議会、市職員の意見・考え方をお聞きしながら政策に取り組もうと考え、市長への手紙や市民会議などのシステムの創設を図りながら、スピード感をもって市民福祉の向上やきめ細かいまちづくりに取り組んできたところであります。

先ほど述べました具体的事業の推進には、当初、多額の予算が必要であろうとの課題もありましたが、アベノミクスの3本の矢の一つであります機動的な財政出動や、県の支援、さらに、ふるさと納税制度にも支えられ、健全財政を維持しながら、何とかここまで実現できたと思っております。

本市は、昭和33年10月1日に、県下18番目の市として誕生いたしました。市の総合計画に掲げる基本目標は、「海と緑と人がともに歩むまち“元気いっぱいかつうら”」です。風光明媚な景観を持ち、水産業や観光、農業、武道大学を持ち、多彩な顔を持つ勝浦市のポテンシャルは大変大きなものがあります。しかしながら、近年、予想されていたとはいえ、人口の減少が、日本全体はもちろん、本市においても残念ながら進んでおり、特に子どもや若年層の減少が顕著です。このため、平成27年に地方創生総合戦略の計画をつくり、本市の人口の減少幅を少しでも縮めるべく、現在努力しているところです。

私は、地方創生計画にも書かれておりますように、本市に必要な要件として、特に、産業振興、企業誘致を図りながら、就業支援による働く場の確保や、観光による交流人口の拡大、子育て・教育環境の向上と充実が必要と考えております。

そこで、元青海小学校跡地へのパクチーの誘致や、元若潮高校跡地へのベイシアの誘致を初め、道の駅の実現、元行川アイランド跡地への宿泊型リゾートホテルを中心とする勝浦シーサイドリゾートの推進が必要であり、これからも今ある企業のさらなる振興や、新しい企業の誘致にも努めていかなければならないと思っております。

観光による交流人口の拡大、また、移住・定住の促進も含めて、本市としては、多くの方々に本市を訪れてもらい、本市にお金を落としてもらうことが大事であります。

地方創生は、人口減少対策はもちろんですが、究極は、その地域の勝浦市民の平均所得が上がり、市民が豊かになることが目的であると思っております。

また、子育て・教育環境の向上と充実も重要であり、本市の若いお母さんたちが、勝浦は子育てしやすいので子どもを産もうということにつながる政策も大事です。

このように、これからの本市の進むべき方向や課題もいろいろとありますが、市の総合計画や地方創生計画に基づき、粘り強く、スピード感を持ち、方向性を誤らないよう配慮しながら、計画にある政策を進める必要があると思っております。

特に、当面やり遂げなければならないものとしては、具体的に市民が切望している元行川アイランド跡地の宿泊型リゾート構想の実現、総野地区における道の駅の実現、上野地区のほ場

整備事業の推進、キュステ建設時の野球場の代替として北中跡地へ硬式野球が可能な野球場の建設など、現時点での将来の課題があります。

以上、るる私の考え方を述べさせていただきましたが、このような考え方に市民の皆様がご賛同いただけるならば、少し早いですが、来年7月の次期市長選にチャレンジしたいと思っております。

以上で、岩瀬議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。岩瀬義信議員。

○15番（岩瀬義信君） ただいま猿田市長から、3期目にチャレンジするという答弁をいただきました。今さら私が申し上げるまでもなく、猿田市長の明るく、気さくで、親しみやすい性格は、これまで多くの人々を引きつけてこられました。県庁時代の部下職員には、今もって慕われているようで、ビッグひな祭りやカツオまつり等のイベントの際には、よく家族連れで訪れてくれているようであります。また、国会議員や県会議員はもとより、千葉商工会議所や県下21ある商工会議所の連合会の専務理事を努めていたということから、各種団体や企業のトップなど、幅広い業界の方たちとの交流が深く、皆さんが猿田市政を応援してくれていることは、私自身、いろいろな集まりの場で、市長の周りを囲んでいる顔ぶれを目の当たりにして実感しているところであります。

以前、私が勤めていた職場の役員から、「岩瀬さん、猿田さんは県内の市町村長の中で一番顔の広い、人脈の広い首長と評判ですよ」と言われたことがありました。このようにたくさんの人が応援してくれている猿田市長の人徳は、勝浦市にとって大きな推進力であると思えます。

先ほど猿田市長は次なる夢を語ってくださいました。多くの市民が、猿田市長なら間違いなく、この勝浦市をさらに発展させてくれると期待を寄せているわけであります。

市長から、次期市長選にチャレンジしたいと思っているとの答弁をいただきましたが、今日は、こうして多くの皆さんが傍聴に来てくださっております。報道機関の方も見えております。猿田市長、皆さんの前で、チャレンジしたいと思っているのではなく、必ず次もやる、たとえどんな対抗馬があらわれても、不退転の決意を持って戦うと、はっきりと表明していただければと思います。くどいようで恐縮ですが、確認の意味で、もう一度、市長の強い決意を聞かせてください。お願いします。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。猿田市長。

○市長（猿田寿男君） 再質問にお答え申し上げます。岩瀬議員から、私のこれまでの経歴等の話が出て、県庁時代、また、千葉商工会議所の話をしてくれました。私は、県庁時代、非常に恵まれているといえますか、最後は県の商工労働部長を務めました。商工労働部長というのは、県下の経済界、それから観光部門も所掌しておりますので、観光業界、それから労働団体など、非常に幅広い分野の皆さんとおつき合いをさせていただきます。県もいろいろな部長がいますけれども、商工労働部長が一番なりたいという希望があるところでございますけれども、そういうセクションをやらせていただきました。

また、私は、商工労働部長の前にも幾つかいろいろ課長等をやらせていただきましたけれども、例えば知事の秘書課長であるとか、先ほどお話が出ましたけれども、県下の市町村全体の行政、財政、選挙等の指導をする立場の市町村課長など、県庁内の職員と一緒に仕事すること

はもとより、県下全体を見渡せる立場として経験をしまして、各界各層の方々とおつき合いをさせていただきました。

県を退職した後は、千葉商工会議所並びに県下21ございます商工会議所の連合会をまとめる連合会の専務理事として、引き続き経済界の皆さんと深いつき合いをさせていただきました。こちらに来てからも、勝浦駅のエレベーターの設置であるとか、鵜原の産廃問題の解決なども、そういうおつき合いの中から、意思疎通を密にして、有利に、また早く実現したというふうに私は思っております。

私は、先ほども言いましたけれども、これまでの市長就任以来の信条として、市民福祉の向上のため、市民の声を聞きながら、威張ることなく、真面目に、公平・公正、真心をもって行政を執行するという所信を忘れずに、全身全霊、市政運営に当たってまいりましたが、これから、この精神をもって3期目を目指したいと思っております。チャレンジではなくて、やるんだと言ってくれということでございます。3選出馬をいたします。ということでございます。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。岩瀬義信議員。

○15番（岩瀬義信君） 市長、ありがとうございます。ただいま、3期目を目指す力強い決意を聞きまして、猿田市長の勝浦市に対する思いの強さを感じました。市議会議員として、また、一人の市民として、大変心強く感じました。

私ども会派、勝寿会の議員は、末吉会長を先頭に、猿田市長の3期連続当選に向けて全力を尽くすことを、ここに表明したいと思います。

どうか、猿田市長には、市民の熱い期待に応えるべく、常に前向きで、スピーディーな行動力にさらに磨きをかけられ、3期目の構想実現に向け、邁進されますよう心からご期待申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって岩瀬義信議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

〔8番 佐藤啓史君登壇〕

○8番（佐藤啓史君） 皆さん、こんにちは。私も一般質問を、かれこれ40回以上やっていますが、前段者の気合いの入った質問の後で非常にやりづらいという思いもありますが、お昼からですので、元気よくやりたいと思います。平成30年9月定例会議会一般質問初日の4番手で登壇いたしました、会派、新政みらいの佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、教育課題について質問いたします。教育課題についての1点目は、学校における夏の暑さ対策についてであります。

学校における夏の暑さ対策、いわゆる熱中症対策につきましては、平成25年6月議会、平成29年9月議会に続き、3回目の質問となります。平成25年6月議会では、夏の暑さ対策について質問を行い、市内の全小中学校の普通教室に扇風機を設置していただきました。昨年の9月議会では、普通教室のエアコン設置を要望し、教育長からは、近年の異常気象を踏まえ検討す

る旨の答弁をいただいていることを申し上げ、質問をいたします。

ところで、勝浦市は、関東で過去110年間に一度も猛暑日になったことがない唯一のまちであり、最近では、都心から一番近い避暑地として、ネットを中心に注目されてきています。今年8月3日放送の「NHK首都圏ネットワーク」、8月22日放送の「NHKひるまえほっと」では、「いってみよういってみたい」千葉・勝浦市・知る人ぞ知るひんやりスポット、番組の宣伝では、千葉・勝浦市は過去110年間で一度も35度以上の猛暑日になったことがない。知る人ぞ知る穴場の避暑地に涼を求めて旅してきた。散策スポットとして人気の岬・鵜原理想郷で、勝浦まち歩き観光ガイドの会会長・江澤修氏にハイキングコースを案内してもらった。トンネルの温度は22.8度。与謝野晶子も訪れた絶景を紹介。ということで、NHKで放送されました。ごらんになった方もいらっしゃるかと思います。

話はそれましたが、今年も日本の夏は猛暑となりました。今年もというより、猛暑は毎年のことと思うべきなのかもしれません。昨年までと違うところは、梅雨明けが6月中と早かったことから、7月から猛暑、酷暑が始まりました。ということは同時に、学校で学ぶ児童生徒は、夏休み前の1学期中に既に熱中症の危険にさらされていたことになります。気象庁では、今年の猛暑を災害として認識しました。5年ぶりに最高気温が更新され、テレビのニュースでは、熱中症予防のために、エアコンの適度な利用と水分補給を伝えています。しかしながら、勝浦市内の小中学校の普通教室にはエアコンが設置されておりません。これではどうやって子どもたちを、教職員の方々を熱中症から予防するのでしょうか。猛暑日を記録した日がない避暑地勝浦とはいえ、日中は30度を超えることは普通にあり、この市役所庁舎はもちろん、キュステや図書館などの市内の公共施設、病院やスーパーなどの民間の施設や店舗など、ほとんどが冷房のきいた快適な空間で働いております。子どもたちや先生だけはエアコンのきいた空間で学び、働くことはできないのでしょうか。

今年の災害級の暑さから、全国的にも、また千葉県内の自治体でも、学校のエアコン設置を前倒しする自治体が増えてきているようです。勝浦市でも普通教室へのエアコン設置を要望する声も出てきていることから、私は今回質問をするものであります。

そこで、夏の暑さ対策として、1点目には学校現場における夏の暑さ対策についてお聞きいたします。

2点目には、市内小中学校の普通教室へのエアコンの設置について、再々度の要望をいたします。3回目の要望でございます。教育委員会の見解をお伺いします。

3点目には、部活動における暑さ対策はどう講じられているのか、お聞きいたします。

次に、教育課題の2点目についてお聞きいたします。教育課題の2点目は、通学路の安全対策についてであります。

本年6月18日、午前7時58分、大阪府北部を震源とするマグニチュード6.1の地震が発生。大阪市北区や高槻市、茨木市など5つの市で震度6弱を観測。発生は、ちょうど朝の通勤・通学の時間帯でありました。

大阪府高槻市立寿栄小学校では、通学路脇のプールのブロック塀が地震の影響で崩壊。登校中の4年生の三宅璃奈さんが下敷きになり、亡くなりました。彼女はいつも小学校1年生の弟と登校していたそうであります。しかし、この日は挨拶当番のため、いつもより10分早目に、1人で家を出たそうであります。未来のある小さな命が犠牲になったことはとても悲しいこと

であります。親御さんの気持ちを考えたら言葉がありません。小学校2年生と6年生の子どもを持つ私としては、親御さんの気持ちを考えたら、何の言葉も見つかりません。璃奈さんのご冥福をお祈りするばかりであります。

私たち大人は、今回の事故をどう生かすべきかを考えなければいけません。肝心なことは、今回の事故は防げた事故であったということであります。高槻市によると、塀は高さ約3.5メートル。そのうち、つけ足された高さ約1.6メートルのブロック部分が幅約40メートルにわたって倒壊しました。ブロック塀は高さ2.2メートル以下となっている建築基準法の規格に適合しておらず、高槻市は違法建築物であったことを認め、謝罪しました。絵が描かれたりしていたことから、事故前は近所の人たちから肯定的に受けとめられていた塀が、地震発生時には凶器となるものであったことは皮肉と言えます。ブロック塀の危険性を認識し改善策を講じていれば、璃奈さんの命は救われていたものと思います。

このような痛ましい事故を勝浦市でも未然に防ぐためにも、改めて通学路の安全点検をする必要があると考えます。そこで、通学路の安全対策に対する市の取り組みについてお聞きいたします。

以上で、登壇しての質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 教育長から答弁を求めます。岩瀬教育長。

〔教育長 岩瀬好央君登壇〕

○教育長（岩瀬好央君） それでは、ただいまの佐藤議員の一般質問にお答えします。

教育課題について申し上げます。

初めに、学校現場における暑さ対策についてお答えいたします。

教育委員会では、教育大綱の基本方針の6「子どもたちが安全に安心して学ぶことができる教育環境の整備」を掲げ、教室の室温測定についても、昨年度に引き続き、本年度も7月中の教室の室温を計測いたしました。各学校の就業日、午後2時の平均気温につきましては、上野小学校が28.6度、興津小学校が29.7度、勝浦小学校が28.8度、郁文小学校が30.3度、豊浜小学校が29.5度、総野小学校が29.0度、勝浦中学校が29.4度という結果でありました。

また、昨年度の計測で平均気温が一番高かった郁文小学校においては、1教室でゴーヤを用いたグリーンカーテンを施して、隣接する教室との室温差を計測いたしました。その結果、グリーンカーテンを施した教室のほうが0.2度低い結果となりました。

文部科学省が定める学校衛生基準では、教室の室温は17度以上、28度以下が望ましいとされております。7月2日から20日までの就業日14日間のうち、この衛生基準の28度を超えた日数は、延べ日数11日の学校が4校、12日の学校が3校となりました。

また、各学校の教室の最高気温については、上野小学校が29.6度、興津小学校が31.4度、勝浦小学校が30.4度、郁文小学校が32.0度、豊浜小学校が31.9度、総野小学校が32.0度、勝浦中学校が31.0度という結果となりました。

その暑さ対策についてですが、換気や扇風機を用いた対策及び積極的な水分補給を促し、熱中症の予防に努めました。また、各家庭に協力を依頼し、学校へ持参する水筒に、塩分摂取が図れるようなスポーツドリンクの推奨や、水分量の増量をお願いしたところです。

2点目の小中学校普通教室へのエアコン設置についてであります。勝浦市教育大綱・アクションプランにも検討事項として挙げておりますとおり、教室の室温測定の結果を踏まえ

て、8月6日の教育委員会会議で、設置の必要性について協議いたしました。

8月20日には、勝浦市総合教育会議を開催いたしまして、市長と教育委員会、関係課長で、小中学校の普通教室へのエアコン設置について協議を進めたところです。その中で市長から、来年6月中を目途に小中学校の普通教室にエアコンの設置ができるよう、早急に調査、準備を進めるようにとの指示がありました。教育委員会といたしましては、児童生徒を猛暑から守り、快適な環境で学習活動に臨めるよう、来年度6月中を目途に、普通教室へのエアコン整備に向けて、調査、検討を進めてまいりたいと考えます。

次に、3点目の部活動における暑さ対策についてですが、各学校に設置をしてあります暑さ指数計を活用して部活動指導に当たるよう通知をいたしました。具体的に5つの項目を通知いたしました。

1点目は、暑さ指数計により活動場所の暑さ指数を計測し、暑さ指数が31度以上の場合は活動を中止すること、また、暑さ指数計の活動指針の段階に合わせて、休憩時間や水分補給の目安についても、具体的に通知をいたしました。

2点目は、児童生徒の健康観察の徹底を図りました。

3点目は、活動場所の換気及び扇風機の活用を図り、環境条件の整備に努めました。

4点目は、服装等の指導を行いました。児童生徒の服装は、登下校も含めて軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材で活動することとしました。また、屋外での活動は、必ず帽子を着用するようにという指導をいたしました。

5点目は、水分補給にはスポーツドリンクを推奨するとともに、必要に応じて、塩あめ等による塩分補給も行いました。また、保護者に協力を依頼し、熱中症の予防につながる頸部等を冷やす冷却剤を持参させるなどの対策を講じたところです。

また、新学期からの対応については、9月3日に校長会が行われたわけですが、その中でも次のことを依頼しました。先ほど申し上げた取り組みの継続とともに、1つ目は、これまで国・県で出されております「熱中症の予防・事故防止・予防の徹底・健康確保に向けた対応等について」の通知等を再確認し、適切な対応をとること。2つ目として、教職員に対し、児童生徒のさらなる健康観察や声かけの徹底を図ること。3点目として、幾ら指導や環境を整えても、児童生徒自身の健康管理ができなければ効果は期待できないことから、睡眠や食事、生活習慣等についての指導を学校のほうからも行うこと。その3点を申し上げたところです。

また、学校教育法施行規則にあります「非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる」ということが掲げられておりますので、これにつきましては、本年8月7日付で文部科学省から、「熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれる」、そういう解釈が出ておりますので、このことについても校長に伝達しまして、学校の実態、状況に応じて柔軟な対応を図ってほしいというところを依頼したところであります。

次に、通学路の安全対策に対する市の取り組みについてですが、本年6月、大阪府北部地方で発生いたしました地震により、先ほどお話がありました、登校途中の小学生が倒壊したブロック塀により命を落とすという大変痛ましい事件が起きました。教育委員会といたしましては、都市建設課に協力を依頼し、学校敷地内及び学校隣接地について緊急点検を行いました。

学校敷地内では、上野小学校のグラウンド内のブロック構造物、勝浦小学校の門柱、勝浦中学校の門柱が危険と判断されました。それらについては既に撤去工事を完了したところであり

ます。

また、学校に隣接するブロック塀等についてですが、上野小学校と勝浦幼稚園・勝浦小学校に隣接するブロック塀が確認されました。その2カ所とも、現在のところ、危険構造物であるかどうかについての点検調査は実施されておられません。したがって、児童の安全を確保するために、上野小学校では、規制線を設け、児童が立ち入ることができないようにしました。また、勝浦幼稚園・勝浦小学校では、万が一を考え、新たな避難路を整備して、児童の安全を確保しました。

また、これらの緊急対応に加えて、教育委員会では、教育大綱・アクションプランの中にも通学路の関係機関合同安全点検の実施を掲げております。勝浦市通学路安全推進協議会を組織しまして、勝浦警察署、夷隅土木事務所、市都市建設課、生活環境課、市PTA連絡協議会と連携いたしまして、通学路の点検及び安全対策を進めていく計画であります。夏期休業中に各学校での通学路の点検が完了いたしましたので、それらを取りまとめまして、9月中には、関係機関合同で現地確認を実施する予定であります。

以上で、佐藤議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。よろしくお願いします。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） いつもでしたら市長、教育長から答弁をいただきまして、それに対して再質問しますというのが私の決まり文句だったんですけども、先ほど教育長のほうから非常に懇切丁寧なご答弁をいただいた中で、エアコンの設置につきましては、総合教育会議で、市長のほうから、来年の6月を目途に、それについて推進するというような、私としては、非常にありがたいといえますより、感謝を申し上げたいようなご答弁をいただきましたものですから、まずもって、その点につきまして、市長、教育委員会、教育長、関係する皆様方に、この英断をしていただきましたことに対して、一議員として、また、市P連の会長としまして、また、子どもを持つ保護者として、感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

ただ、こういった方式で今後していくかということが、実際に、事務方といえますか、具体的な導入の仕方はどうなるのかということになるかと思います。今日も、実は、千葉日報だったと思いますが、茂原市でも、田中市長のほうから、茂原市でもという話も出ましたし、今月、それから先月から、千葉県内各自治体、君津や市原、いろいろところでエアコンの前倒しという記事も出ております。あわせて、公立小中学校の普通教室の空調設置率ということが、8月15日の読売新聞に出まして、ゼロ%の市町もあれば、100%の市町村もあるということで、二極化していますよというのが出た後に、今年の災害級の暑さということから、軒並みに前向きに設置していただくようになりました。実は、明日、市P連の役員会議があるんですけども、私はその場で、勝浦市の市長初め教育委員会の英断について、早速申し上げたいと思っております。

ということで、私の今回の質問の主な趣旨は、今の答弁をいただきましたので、暑さ対策につきましては再質問をする内容がなくなってしまったわけではありますが、まだ時間が40分ありますので、何点かお聞きしていきたいと思います。

私も今回質問して、岩瀬教育長は、私が議員になってから4人目の教育長でございます。渡辺教育長、松本教育長、それから藤平教育長、岩瀬教育長ということで、岩瀬教育長の先ほどの答弁は非常に懇切丁寧に、各小学校ごとに温度の話もしていただきましたし、逆に言えば、

1 回目の答弁が非常に懇切丁寧なものですから再質問をする必要もないということにつながるわけでありすけれども、その中で、温度基準が変更になったという話がありました。もともと、10度以上、30度以下だったですね。それが、17度以上、28度以下に変更したということで、勝浦市内の小中学校は、一番高いところで郁文小学校ということでお話もありました。今度全てエアコンを設置するような形になればその温度も変わってくるかと思うんですけれども、設置した後の運用についても、どういったことになるのかという細かい部分について、この温度基準に沿ってやるのか、温度が17度以上、28度にならないんだけれども、例えば、湿度が高くて不快指数が高く、これは危険だよとなれば、学校長の判断でできるような形にするのか、そういった細かい部分については今後必要になってくると思いますが、まず1 点目、再質問で聞かせていただきますが、設置に向けて、どのような形で今考えているのか、財政的なことも必要ですし、来年度当初予算で考えているのか、今年度中の補正予算で考えているのか、その辺、わかる範囲内で結構ですので、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） それではお答えをさせていただきます。導入の方式と予算要求についてでございますが、まず、1 点目の普通教室エアコン設置に向けての方式ですが、大別して2 つの方式を今検討しております。1 点目といたしまして、学校施設環境改善交付金、いわゆる国の補助金を活用して買い取り方式で導入する方法、2 つ目といたしまして、リース方式による導入方法がございます。現在、教育委員会といたしましては、両方とも検討した結果で、リース方式での導入について検討を進めているところでございます。

その理由といたしましては、現時点で、普通教室58教室を、来年6 月を目途に整備をしたいと考えております。そのエアコン本体の費用、それから工事費、キュービクルの改修工事を合わせまして、設置工事費で言った場合につきましては2 億800万円程度、概算でございますが、その費用がかかります。これに、今の学校施設環境改善交付金、いわゆる国の補助金につきましては、現時点での試算では2,509万8,000円となります。したがって、全体工事費の約12%になります。これは国の基準額と国が示す空調面積と単価を積算したものによります。また、その補助基準額になりますものが、概算で約7,500万円、全体工事費の36%。そして、先ほど申し上げました、その3分の1が補助金となりますので、2,500万円が補助金ということとなります。そして、その補助基準額、いわゆる配分基礎額というものが起債の対象となりまして、7,500万円という形になります。

また、このほかに、設計監理業務につきましては補助対象外とされておりまして、その経費につきましては概算で2,700万円程度となります。実工事費の2 億800万円と、この2,700万円を加えまして、2 億3,500万円程度が設置工事費に係る総事業費ということになります。それに、国庫補助金額は2,500万円というような状況になります。

さらに、このエアコンにつきましては、学校という性質上、チョークの粉であるとか、多くの児童生徒がそこで活動いたしますので、メンテナンス費用が別途かかります。そして、さらに議員ご指摘の経常的経費、この電気代が、試算でいきますと約500万円、経常的に見込まれることとなります。

一方、リース方式でございますが、10年リースを考えた場合、総事業費は2 億200万円、これを10年で割りますと、毎年2,020万円となります。これには、設計に係る費用、そしてメン

テナンス、故障時の取りかえ費用なども含まれます。さらに、夜間電力の活用が図られることから、電気代は、設置工事費のものと比べまして約100万円程度安く抑えられます。そういった財政面も含めた検討を、現在のところ進めております。

次に、予算でございますが、それに関係する費用につきましてを債務負担行為で計上させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 細かくご説明いただきまして、今のご答弁だとリース方式でという形になるうかと思えます。いずれにしても、これは子どもにとっても、先生にとっても、また親御さんたちにとっても喜ばれることでございますので、また、私は、正直、中学校は1つになりましたけれども、小学校については、まだまだ今後統廃合は必要かというふうに考えている中で、その後もという考えもあったんですが、現在、清海小もそうですが、今後、空き校舎の利活用をする、あるいは企業誘致等をしていく上でも、既にエアコンがあるということになれば、それはまた企業立地班にとっても、一つの強い武器になるかと思えますので、これはもう来年の6月に向けて、大いに進めていっていただきたいと思えます。

それでは、今度は部活動の件についてお聞きします。先ほど部活動の関係も非常に細かくお話しありました。特に中学生の場合、8月に、中学総体というんですか、部活動の総体があります。その前に、梅雨明けのころが一番暑くなりますので、大会に向けて準備している中で、監督というか、コーチ、顧問の先生たちにすれば、練習を休むか、休まないかという、練習したいんだけど、大会前だからというような葛藤もあったりすると思えます。また、子どもたち、選手も、中学校最後の大会に向けて、ここで休んだらというような思いもあると思いますが、そこは、明確に、先ほどお話しありましたけれども、暑さ指数計に沿って、基準を超えたら、勇気を持って休む、あるいは休憩をとるというようなことも必要になってくると思えます。

特に、勝浦中学校で言いますと、今、皆さんお気づきかと思いますが、勝浦中学校の学生は、勝魂というTシャツを着ていらっしゃるんです。特に今の時期もそうなんですけど、勝魂Tシャツで登校されているかどうか、ジャージとかで登下校されている方もいるんですが、先ほど制服についても涼しい服装でというお話もありましたが、勝魂Tシャツというのは、私も1枚購入させていただいたんですが、あれで登下校させていただくようになれば、暑さに対しても、朝、登校の時間に30度近くまで上がっていたりというのはよくあることですので、登下校、部活動もそうですけれども、服装のことについても、今、教育委員会のほうから、子どもたちを守るためにいろいろご指導されているということが、今回の質問でよくわかりました。

スポーツドリンクの推奨であったり、塩あめであったり、また冷却剤というお話もありました。特に私が心配したのは、小学生はともかく、中学生は、総体前に、顧問の先生、子どもたちが、少しでも上位の成績をおさめようと思って頑張っている中で、そういった基準というものが、しっかりと明確に打ち出していただいて、休むべきときは休むということを、しっかりと指導していただきたいと思えます。

暑さ対策については以上で終わります。次、通学路の安全対策についてお聞きします。

○議長（岩瀬洋男君） 質問の途中でありますけれども、2時15分まで休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時15分 開議

[12番 丸 昭君退席]

○議長（岩瀬洋男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤啓史議員、質問を続けてください。

○8番（佐藤啓史君） 質問の途中で休憩入りますとリフレッシュできまして、もう一度改めて質問をしたいと思います。そうしましたら、通学路の安全対策であります。先ほど教育長からもご答弁をいただきました。その中で、勝浦市通学路安全推進協議会というものを新しく設置してというようなご答弁がありました。この協議会には、都市建設課、生活環境課や市P連、そういったものがあるということですが、もう一度確認の意味で、この通学路安全推進協議会、正式名称を間違っていたらご指摘いただきたいと思います。これを来年度からということなのか、今年度ある程度組織化を目指していくのかについて、詳細といいますか、今現在考えているものについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） それではお答えいたします。勝浦市通学路安全推進協議会でございますが、小中学生の通学路の安全対策を、関係団体が連携して行うというようなものでございます。先ほど教育長の答弁からもありましたが、関係団体といたしましては、夷隅土木事務所、勝浦警察署、市都市建設課、生活環境課、市PTA連絡協議会、教育委員会、そして各学校が連携をいたしまして、その対策を講じるものでございます。

実施内容といたしましては、大きく4点です。通学路の危険個所の把握を、学校とPTAに行っていただきます。そして、推進協議会を開催いたしまして、合同点検箇所の確認をいたします。そして、3点目といたしまして、現地確認をいたしまして、対策の検討をいたします。そして、4点目といたしまして、対策後の効果の確認をいたします。

この推進協議会につきましては、平成29年2月に発足をいたしまして、事業といたしましては、昨年1年度、そして今年度の事業実施ということとなります。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○8番（佐藤啓史君） 今のお話だと実は平成29年にできていたということで、私が知らなかっただけということで、非常に恥ずかしいことでありますが、承知しました。

一つの例で言いますと、勝浦小学校でいきますと、毎年、年度初めに、危険個所、親御さんにアンケートを出してもらいます。これは各学校皆さんそうだと思うんですが、例えば、平成30年度の危険個所申請場所ということで、勝浦小に関して言えば21カ所上がっています。もちろんブロック塀も含めてですけれども、ブロック塀であったり、交通危険個所、あるいは不審者が出没しそうな危険個所ということで、21カ所あります。これは市内の小中学校含めて皆さんやっていることと思いますが、この危険個所に、もちろん学校側から教育委員会へ上がって、それで今度、推進協議会の中で安全対策をしていくというようなことになろうかと思います。

今回は、あくまでも質問はブロック塀を中心ということでお話しさせていただきました。先ほどの答弁でありますと、上野小と勝浦小の境界隣地に、ブロック塀が危険じゃないかというところが2カ所散見できるというようなお話がありました。勝浦小に限って言えば、今、隣接は幼稚園になります。勝浦幼稚園には勝浦第2放課後ルームがあります。勝浦小の児童がそこを通過して第2放課後ルームに向かいます。もちろん幼稚園の方たちが通ったりすることもある

ります。そういったことで、新しく通路を変える。これは、昨年ですか、勝浦小の北側といいますが、崖が崩落しまして、これは市のほうが早急に、総務文教常任委員会だったと思いますが、現地視察を行った結果、もっとちゃんとやろうよということで、市のほうも予算をつけていただいて、勝浦小学校の北側の崖の崩落をきれいにやっていただきました。多分、今度そちら側から子どもたちは通るような形になるかと思いますが、そういったことで、非常に危険な箇所を適切に見抜いて、そしてすぐに対処していただくということで大いに評価できますし、これは勝浦小だけではなく、市内小中学校の通学路、子どもが卒業すれば通学路じゃないということではなく、ここには、お年寄りや、区民の方、市民の方も通る通学路、いわゆる市民の通路でありますので、それについてはもう一度見直し、洗い直しをしていただいて、万全を期して対策を講じていただきたいということをお話しさせていただきます。

ということで、今回、エアコン設置につきましては、三度目の正直ということもありますが、これで一つの形になろうかと思えます。非常にありがとうございます。

最後に、24分残っておりますが、実は、せんだって、我々、新政みらいの会派で、市政報告会というものを行いました。その場に出席された方から、男性の方ですけれども、「皆さん、一番大事なことは教育だぞ」ということを言われました。国家百年の計を見据えたときには教育が一番大事だぞということの意味だと思えます。これは勝浦市にとっても同じことであって、勝浦市の将来を担う子どもたちの教育を優先的にやらなければだめだというような叱咤激励だと思えますし、市長からは、以前から、教育予算はちゃんとやりますよというようなこともいただいております。3期目出馬の宣言をされた市長に対して、教育、それから子育て、これは今後引き続きやるというようなことを先ほど答弁いただきました。いずれにいたしましても、今回、子どもの安全対策ということで、暑さ対策、通学路の安全対策、子どもの命を守るということで、私は質問させていただきました。市、それから教育委員会、それから我々PTAも含めて、子どもの命を守ることにしっかりと取り組んでいくよう、私もご協力することを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって佐藤啓史議員の一般質問を終わります。

○議長（岩瀬洋男君） 次に、戸坂健一議員の登壇を許します。戸坂健一議員。

〔7番 戸坂健一君登壇〕

○7番（戸坂健一君） 皆さん、こんにちは。本日、一般質問のトリを務めます、会派、新政みらいの戸坂健一と申します。本日は、午前中から前段者に至るまで、たくさんの傍聴者の方が来ておりまして、私の番になって皆さん帰られたらどうしようかと思っておりましたが、たくさんの方に残っていただき、本当にうれしく思っております。一生懸命頑張りますので、もうしばらくの時間おつき合いをいただきたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

今回のテーマは、小中学校における道徳教育についての1点であります。このテーマについて、幾つか項目を分けて質問をさせていただきます。

平成23年10月に起きた滋賀県大津のいじめ自殺事件など、いじめにかかわる痛ましい事件が後を絶たないことを受け、また、ラインやフェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ティックトックなどソーシャルネットワークサービスの急速な拡大や、スマホなど情報端末の急速な普及により、小中学生の中でのコミュニケーションや人間関係に関する大きな変化が起こり、個々のご家庭におけるしつけだけの問題では解決できないことが増えていること等々を背景といたしまして、小中学校における道徳教育の重要性が議論されることとなりました。

そして、平成26年10月、中央教育審議会は、道徳に係る教育課程の改善等について答申を行い、平成27年3月には、小中学校学習指導要領の一部改定が告示され、小中学校における道徳の教科化が決定をしたところであります。

そして本年度から道徳の授業が全ての小学校で正式に教科となり、来年度からは中学校でも道徳の教科化が実施をされます。

それに伴って、全国の小学校では初めて道徳に対する評価が実施されましたが、「道徳の評価は数値ではなく、成長の様子や学習状況などを記述する」という評価のあり方について、評価を見送る学校も出るなど、全国的に議論となっております。

非常に多様化する情報化社会の中で、モラル、道徳について学ぶ機会を得るという道徳の教科化は必須であり、教育上、非常に重要であると考えます。しかし一方で、ほかの教科とは違い、客観的な点数評価が難しい科目でもあります。その指導方法や評価方法は、担任の先生によって大きく左右すること考えられます。

評価を伴う道徳の教科化と検定教科書の使用が子どもの内面に特定の価値観を植えつけるのではないかという懸念も一部ではあるというふうに伺っております。

そうした状況の中で、今回の質問は、道徳教科化に当たり、その評価の方法や、授業のあり方について質問しようとするものです。

道徳が、特定の理想教育や偏った正義、価値観の押しつけにならないよう、また、価値観の多様化が進む現代社会にあって、子どもたちの心の支柱になるような道徳教育とするために、市内の小中学校の教員間でどのような教育方針を共有し指導していくのか、また、具体的にどのような方法で道徳の授業を進めていくのか、より充実した道徳教育の実践に向けて、全国の道徳教育先進事例なども参考にしつつ、前向きな議論を進めていきたいと思います。

それでは質問に移ります。まず1点目の質問であります。勝浦市内小学校における道徳の評価方法について伺います。道徳の評価は数値ではなく、成長の様子や学習状況などを記述するという方針に従い、勝浦市の小学校ではどのような形で評価を実施したか伺います。

2点目、道徳教育に対する教員の姿勢、教育方針の共有についてであります。道徳教育の重要性の認識が広まる一方で、教育の現場では、道徳教育は家庭で行うべきで学校で指導するものではない、道徳性は指導するものではない、学校では教科指導が最優先であるなど、道徳教育の重要性を共有できないまま指導を怠っているケースも全国的に増えています。市教育委員会では、道徳教育について教員間でどのような教育方針を定め、共有しているのか伺いたいと思います。

3点目、考え、議論する道徳の実践についてであります。道徳の教科化に伴い、学習指導要領では、考え、議論する道徳への転換を打ち出しております。この考え、議論する授業の実践に向けて、特に中学校において具体的にどのような方策があるか伺います。

4 点目、来年度から始まる中学校での道徳について伺います。来年度から始まる中学校の道徳教科について、その評価方法を伺います。

以上で、登壇しての質問を終わります。

〔8 番 佐藤啓史君退席〕

○議長（岩瀬洋男君） 教育長から答弁を求めます。岩瀬教育長。

〔教育長 岩瀬好央君登壇〕

○教育長（岩瀬好央君） それでは、ただいまの戸坂議員の一般質問にお答えします。

小中学校における道徳教育について申し上げます。

教育委員会では、道徳教育の充実につきまして、教育大綱の基本方針の2「豊かな心と自己実現を図る力の育成」に掲げております。議員ご指摘のとおり、今年度から小学校において教科としての道徳が導入されましたが、学校における道徳教育の位置づけは、これまでどおり学校の教育活動全体を通じて行うものであるとしています。

そして、その目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断のもとに行動し、自立した人間として他者とともに、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこととされています。

一方、教科としての道徳の目標は、道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見詰め、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てるとされています。

これらのことを踏まえまして、1 点目の市内小学校における道徳の評価方法についてですが、教科としての道徳の評価方法については、文章表記による評価を行いました。教科としての道徳科の評価は、道徳的行為の評価ではなく、道徳科の目標を踏まえ、児童の学習状況や道徳性にかかわる成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努めることが求められています。

特に、「自己を見詰め自分のこととして捉えているか」、「物事を多面的・多角的に考えようとしているか」といったことに着目して道徳科の学習状況を把握することが必要であるとしています。

各小学校においては、これまでの研修をもとに、これらのことを踏まえて評価活動を行っているものと考えております。

次に、2 点目の道徳教育に対する教員の姿勢についてですが、議員も申し上げておりましたが、道徳の教科化に至った背景にあるいじめ問題や道徳の授業時数の確保を踏まえながら、全ての小中学校において効果的な指導方法や評価方法について研修を重ねております。

また、学習指導要領では、「学校の道徳は、教科の道徳を要として、学校の教育活動全体を通じて行うもの」とされております。したがって、各教科、総合的な学習の時間、特別活動とも関連を持たせた道徳教育全体計画が立案され、それに基づいて、各学校で児童の実態に合わせた実践が展開されているものと考えます。

3 点目の考え、議論する道徳の実践についてですが、小学校学習指導要領においては、「児童が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えをもとに話し合ったり、書いたりするなど言語活動を充実すること」

とされています。

また、中学校では、「生徒が多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力などを育むことができるよう、自分の考えをもとに討論したり、書いたりするなどの言語活動を充実すること。その際、さまざまな価値観について多面的・多角的な視点から振り返って考える機会を設けるとともに、生徒が多様な見方や考え方に接しながら、さらに新しい見方や考え方を生み出していくことができるように留意すること」とされています。各学校では、道徳教育推進教師を中心としまして、この考え、議論する道徳の実践に向けて研究・研修がされています。

中学校に限ったことではありませんが、授業の実践に向けては、教科書や読み物教材、千葉県が作成している道徳教育映像教材、文科省の道徳教育アーカイブ等を効果的に用いることにより、授業の充実を図ることができると思います。

4点目の来年度から始まる中学校での道徳についてですが、勝浦中学校では、来年度の導入に向けて、3回の校内研修を計画しております。その内容は、道徳が教科化になった背景やいじめの対応に関すること、道徳の指導内容の4つの視点、指導方法、評価方法などを研修しております。また、先進学校の実践例などをもとに、具体的に研修を実施しております。さらに、東上総教育事務所の指導主事等による研修会も計画し、導入に向けて準備を進めておるところであります。

以上で、戸坂議員の一般質問に対する私からの答弁を終わります。

〔8番 佐藤啓史君入席〕

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） それでは道徳教育について伺っていかうと思います。実は、平成25年の12月議会だったかと思いますが、そのときまだ国の道徳教科化が方針が定まっていなかったときに、私が一度、道徳教育の今後についてということで質問をさせていただいております。また、平成29年6月議会にも、同僚議員2名から道徳教育についての質問がなされております。そのときの質問の内容を今確認させていただきますと、道徳というものは特定の価値観を押しつけることになるんじゃないかというふうに思う、そうした懸念を持つのが今回の道徳の教科化である、そういうことで心配をされている議員のご意見がありました。

また、全国的な調査の結果等を見ても、教員の中でも、この道徳の教科化に対してはさまざまな意見がございます。古いデータではありますが、文科省が2012年の全国調査で小中学校の教員に、道徳について、その課題のあり方、効果を把握することは困難であるとの回答が46.8%に上ったということで、また、愛知教育大など、4つの教育大が2015年に全国の教員を対象に行った調査では、教科化に反対する割合は、小学校の教員で78.9%、中学校の教員で75.9%にも上ったというデータもございます。

これまでのそういったデータも踏まえて考えますと、特に教育の現場におかれては、この教科になるということで、これまで評価していなかった部分を評価しなければならないということになり、この評価というものをしっかりやらなければならないという考え方の中で、もしも誤った評価観のもとで子どもたちの評価活動が行われてしまえば、それは子どもたちにとってマイナスになるのではないかという懸念があり、今回質問した次第であります。

先ほどのご答弁の中で、文章表記で評価をするということで、また、児童の学習状況を踏ま

えて、心の成長を評価するというふうにお答えをいただきました。また、多面的・多角的な考え方を持っているかということも評価するということですが、こうした、いわゆる教育委員会が持っている評価のあり方、理想を全ての教員の皆さんが共有しているかということが非常に気になります。ですので、この評価の方法、あるいは評価のあり方というものをどのようにして今回教員の皆さんで共有したのか、客観的な評価の方法を共有したのかということをお聞かせいただければと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えいたします。道徳科における評価についてですけれども、児童生徒の側から見ればですけれども、みずからの成長を実感して意欲向上につながっていくもの、また、教師の側から見ますと、教師が目標や計画、指導方法の改善・充実に取り組むための資料となるものというふうに教育委員会は考えております。

評価の共有につきましては、教科化にあわせまして、各学校で行われております校内研修、さらには東上総教育事務所指導主事等による要請訪問を通しまして、その評価方法、内容について共有をされているものというふうに判断をしております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） この評価方法のしっかりした基準なり価値観というものを、ぜひとも教員の皆さんでしっかりと共有を図っていただきたいと思います。

そこで、2個目の質問ともリンクしてしまうんですが、例えば、道徳の教科書を私も少し拝見をしたんですけれども、その中には死刑制度の是非についてといったようなテーマもありました。非常に難しいテーマだと思います。私もたまたま司法試験を6年間受けて、6回とも落ちてしまったという、受験生としては非常にセンスがなかったんですけれども、刑法というものを勉強していてとても興味があって、いろいろな死刑制度についてなどの本を読んだりしたんですけれども、それでもやっぱり死刑ってどうなんだろうかと、正しいのか、正しくないのか、わからないという部分があります。それを小学校、中学校の段階で議論するということは、これは非常に能力が要るなあというふうに思います。それをまた指導する教員の先生にとっても、これは非常に難しいテーマなんだろうというふうに思います。意見が非常に分かれるならいいんですけれども、死刑制度は私は反対だという教員の方が、これは反対なんだよというふうに教え方をしてしまうと、これはやはりまずいだろうというふうに思うんです。そうしたテーマによって意見が分かれる課題というのも非常にあると思うんですが、より公平な授業にするためにどのような取り組みをしていくのか、ともすれば先生の価値観をある程度押しつけざるを得ないということもあるかと思うんですけれども、そうしたことにならないように、授業の公平性を保つためにどのような取り組みをしていくか考えたことがあればお聞かせください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えをいたします。道徳につきましては、4つの視点から授業が展開をされます。1つ目といたしまして、主として自分自身に関すること、2番目に、主として人とかかわりに関すること、3番目に、主として集団や社会とかかわりに関すること、4点目といたしまして、主として生命や自然・崇高なものとかかわりに関すること。それぞれに道徳的な価値項目が設けられております。今議員ご指摘の、いわゆる道徳的な価値の押しつけ

になるのではないかとというご心配についてですけれども、先ほど教育長の答弁にもありましたが、他者の考え方や議論に触れることによって、また、自立的に思考する中で、画一的な見方から、多面的な、そして多角的な見方へと発展をさせていくということも指導の中のポイントとしてございますので、そういった価値を押しつけるような指導というのは学校で十分配慮されているというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 今のご答弁の中で、考え、議論するということが出てきました。この考え、議論する道徳というものは、学習指導要領の中にもしっかりと書かれている部分であります。そこで質問ですけれども、学習指導要領の中の、答えが一つではない課題に対して、子どもたちが道徳的に向き合い、考え、議論する道徳教育への転換を行うというふうに記載をされているわけですが、私は、これはすばらしいことだと思います。私、たまたま学習塾でアルバイトをしていたことがあって、子どもたちと話していても、どうしても議論というのがなかなか、みんな難しいと考えている部分があると思うんです。自分の意見をはっきりと言うことが恥ずかしかったりとか、そのはっきり言った意見が否定されてしまうことを、まるで人格を否定されているように感じてしまう子がいたりとか、また、議論の内容というのを後々まで引きずってしまって、プライベートの部分まで、その議論の正しい、悪いというのが続いてしまったり、そういうこともあったりします。そうしたことになるために、議論というもののあり方、やり方、方法というものを、どこか授業で取り込む必要があるというふうに考えています。現状、この議論というものを授業のどこかで実施しているというような例があれば教えてください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えをさせていただきます。議論という視点から道徳を見ますと、先ほど教育長の答弁からございましたが、道徳教育全体計画につきましては、各教科総合的な学習の時間特別活動というようなものと全て関連を持たせた計画となっております。そして、議員ご指摘の、考え、議論する中で、自分の考えを発表する。また、他者の考えを理解するといった討論のベースになるものにつきましても、当然ながら、各教科総合的な学習の時間、そして特に、特別活動の時間等を用いて、その充実が図られております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 特別活動の中でその議論の充実が図られているということでありましたが、私は、今後、例えば中学校で始まる道徳の教科としての授業の中で、議論のやり方というのを学ぶべきではないかと思います。議論と一口に言っても、さまざまなやり方があります。例えばパネルディスカッションというやり方もありますし、ディベートというやり方もありますし、それ以外の方法もあると思います。そうした議論のルールがある程度伴う議論のやり方というものを、小学校、できれば中学校の間にしっかりと学ぶべきだし、それを学習指導要領の中で、道徳の中で、考え、議論する道徳というふうにはっきり書いてあるわけですから、道徳の授業の中で議論のやり方、方法論を勉強していくことが必要だと思います。

また、それに伴って、教員の皆さんの側も、議論のやり方というものを、ある程度教える方法を共有するといいますか、研修等を行っていただく必要もあると思うんですが、道徳の授業の中で議論に特化した授業をやっていくという考え方について、お考えをお聞かせいただければ

ばと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） 特別活動並びに議論の進め方ということでございますが、特別活動の目標といたしましては、集団や社会の形成者としての見方、考え方を働かせ、さまざまな集団活動に自主的・実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して資質・能力を育成するというふうにあります。

例で挙げますと、例えば学級活動とか、児童生徒会活動とか、学校行事等を通して、この特別活動でつけさせたい力というようなものを育んでいくものとなります。新学習指導要領におきましては、特別活動において育成すべき資質・能力、重要な視点ということで、3つ挙げられております。人間関係形成能力、社会参画能力、そして自己実現でございます。その力を育むために、例えば学級活動等におきましては、まず、自分の考えをそれぞれがまとめて、そして、その発表する機会を設けるとか、また、それらを学級の中に掲示をしながら、相手の友達のことを理解していくとか、そういった基本的な部分ではございますが、さまざまなところが配慮、工夫されながら特別活動の充実というものが図られています。

学校現場でも教師側が十分配慮すべき事項といたしまして、子ども同士の意見が討論されやすい雰囲気づくりとか、そういったものへの配慮でありますとか、さまざまな工夫がされております。

また、特別活動の充実につきましては、国立教育政策研究所から、この4月にそのリーフレットが出ておりますけれども、その中で、改めて特別活動の充実を図りましょう。特別活動の充実が図られることによって、大きく5つの向上が図られますというようなことが挙げられています。1点目といたしまして、学級経営に役立ちます。2点目といたしまして、キャリア教育全体の要になります。3点目といたしまして、言語活動の充実、討論を踏まえた授業等については、アクティブラーニングから学力向上にもつながります。そして、言いやすい学級の雰囲気づくりをつくることによって、生徒指導上の問題、いじめ防止策などにもつながります。そして最後に、道徳的实践に結びつきますというようなものが挙げられております。

学校現場では、こういった指導資料をもとに、さまざま取り組みを实践、研究されているものと期待しております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 大変ご丁寧な説明をいただきました。恐らく、特別活動、学級活動とか生徒会の活動の中で議論の方法等は学んでいるということだと思うんですが、私は、やはり議論の方法なり実践というものを道徳の教科の中でやってほしいと思います。その理由として、道徳の授業というのは議論に直結するものが多いと思うんです。例えば先ほどの死刑制度、賛成、反対のテーマで道徳の授業をやった場合に、もし、仮に、クラスが30人いて、28人が死刑に反対、2人が死刑に賛成だとなった場合に、この2人の意見が全体の中で異端なものだと見られてしまっはいけないと思うんです。そのためには議論というものをしっかり学んで、多様な意見があつていいんだよ、多様な議論があつていいんだよということを前提にしないと、この道徳の授業そのものが一種の危険性をはらむものになりかねないのではないかとこの危険を抱くわけです。

参考になるかどうかかわからないですが、フィンランドの小学校5年生が自分たちでつくった

という議論のルールというのものがあって、おもしろかったので、参考までに読ませていただきます。

議論における10のルール。1、他人の発言を遮らない。2、話すときはだらだらとしゃべらない。3、話すときに怒ったり泣いたりしない。4、わからないことがあったらすぐに質問する。5、話を聞くときは話している人の目を見る。6、話を聞くときはほかのことをしない。7、最後まできちんと話を聞く。8、議論が台なしになるようなことを言わない。9、どのような意見であっても間違いと決めつけない。10、議論が終わったら議論の内容の話は私生活ではない。

私は、これを読んだとき、すごいなと思いました。私自身、これは1つぐらいしかできていないんじゃないか、もっとできていないんじゃないかなというふうに思いました。こういうふうに、道德の教科書に載っているテーマが非常に賛否が分かれるという構成でつくられている以上、少数派の意見をしっかりと大切にすべきだという議論の前提そのものを道德の授業でまずは教えるべきだというふうに思います。それは特別活動でなくて。

ですので、いま一度、質問という形になるんですが、道德の時間の中で、特に中学校においては議論の仕方というものをある程度学ぶべきだというふうに思いますが、ご検討いただけないでしょうか。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えいたします。私の答弁が不足した部分もございます。道德につきましては、そういった、いわゆる議論や討論をするルールづくりというものは授業の中で行われているものと判断しております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 失礼いたしました。ありがとうございます。そのようにしていただけると大変ありがたいと存じます。

冒頭でも申し上げましたが、近年の道德教育の重要性が議論される中で、もう一個重要だなと思うのは、情報モラルの点であります。冒頭で紹介した、例えばライン、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、ティックトック、そういうインターネット上に自分の情報を共有して、ほかの人に「いいね」をもらうというようなシステムがあるんですけども、これは本当に一歩間違えると、全国的に起きている事件ではありますが、自分の本来は出すべきではない情報を安易に外に出してしまうようなことがあったりとか、また、ラインでは、ラインというメッセージを送ると、既読、相手が読んだかどうか分かるという機能がついていますので、何でメッセージを送って読んでもらったのに返事をくれないんだということにとらわれてしまって、特に若い女子学生の中では、返事をしないと仲間外れになるんじゃないかというような強迫観念に陥っている子が非常に多いというふうに伺っております。そうすると、勉強中であったり、家でのプライベートな時間であったり、家族の旅行中であったり、そういう中でもラインの返信に縛られてしまうという事象が全国的に非常に多くなっていて、また、それがいじめにつながるというような事例も起きています。

ですから、この道德教育の中で、情報モラルというものをどういうふうに教えていくかということは非常に重要だと思いますが、この情報モラル教育について、市の教育委員会はどのようにお考えで、また、どのように指導していくか、お考えがあれば教えてください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えをいたします。先ほど教育長の答弁から、道徳が教科化になりました大きな2つの柱、いじめと時数の確保というところがございました。加えて申し上げますと、議員ご指摘の、情報通信技術の発展と、子どもたちの生活、SNSの急速な発達により、家庭のしつけだけの問題ではなくなったこと、それから、子どもを取り巻く地域や家庭の変化、いわゆる地域と家庭教育力の変化、さらには、諸外国と比較したデータの中で、高校生の自己肯定観や社会参画意識が低いこと、それから、これからの時代であります変動性や不確実性、複雑な社会等の進行により、道徳の教育の充実が今図られるべきだというようなことの答申に基づいております。

その情報モラルの件に関しては、道徳教科での指導はもちろんのこと、教科、いわゆる中学校で言いましたら技術、家庭科でありますとか、また、家庭、PTAとの連携等も絡めて指導していかなければいけない問題であるというふうに考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） ぜひともそのようにしていただきたいと思います。勝浦市の小中学校にあっては、この情報、SNS関係で、一人も不幸な子を出さないというような意気込みで、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

この道徳教育に当たっては、小学校は担任の先生がやっていると思うんですが、来年から始まる中学校の道徳教科化に当たっては、普通中学校の授業というのは、理科なら理科、数学なら数学の専任教員が当たると思うんですが、道徳の場合はどのような形で中学校は授業を行うのかというところを教えてください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えをいたします。中学校も同様でございまして、担任が授業を担当いたします。また、自分の経験も含めてですが、道徳の授業に関しましては、各学級で行われる道徳に加えまして、学年道徳であるとか、テーマによっては全校道徳であるとかというようなことも展開をされております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） 道徳の専任教員が当たっていただけるということであるんですが、まだまだ非常に若い科目であると思いますので、専門的な道徳教育というのが先生方にとっても非常に難しい、やりづらい部分があるのではないかと思います。そこで、道徳教育に当たっては、地域の皆さん、例えば現時点でお寺とか、神社とか、さまざまな地域活動を行っている方々がおられます。また、老人クラブの皆さん、婦人会の皆さん、本当に人生経験豊かな、道徳観あふれる方々が市内にたくさんおられるわけで、そういった豊かな人生経験を有する方々、地域社会との連携、協力体制というものをつくっていく必要があると思います。この点について、勝浦市全体で道徳教育を行っていくということで、地域社会との連携について、現時点でお考えがあれば教えてください。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岡安教育課長。

○教育課長（岡安和彦君） お答えをいたします。地域との連携、連帯ということでございますが、第2期の勝浦市教育大綱の基本理念は、学びと絆でございます。そして、文部科学省が、新学習指導要領の中では、地域、社会に開かれた教育課程というようなものが打ち出されておま

す。道徳に限らず、中学校、小学校での地域と連携をした教育活動の充実につきましては、教育委員会としても支援をしてまいりたいと考えております。

現在のところ、道徳に関して具体的な取り組みを私のほうで把握をしておりませんが、さらに学校のほうにも、そういった地域の教育力、地域の教育的な人材も含めた活用について検討をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） ほかに質問はありませんか。戸坂健一議員。

○7番（戸坂健一君） それでは、最後の質問にいきたいと思います。先ほどもお話ししたとおり、私が平成25年の議会のときに道徳教育の今後についてということで質問をさせていただいたときに、当時の教育長からのご答弁は、「道徳というのは非常に重要な領域であるというふうに考えておる。しかしながら、道徳を教科化にした場合、心の内面のことを評価するというのは非常に難しいのではなかろうかというふうに思う。ですから現行の道徳教育の方針に沿ってやっていくのがいいのであって、あえてここで教科化する必要はない」というふうにはっきりご答弁をいただきました。

あれから5年がたちました。また、さまざまな社会的な問題等が顕在化する中で、私は道徳の教科化というのは必須のものだというふうに思っています。また、勝浦市の教育委員会として、これまでなかったやり方、例えば議論の方法に特化して授業を進めていくとか、地域社会の皆さんと連携して道徳を行っていくという方法もとれると思います。一つのチャンスだというふうに思います。時代が大きく変化する中で、改めて、現教育長から、道徳教育についての理念や、意気込みというか、あるべき姿、取り組み方針などについて、お考えがあれば最後に伺いたいと思います。

○議長（岩瀬洋男君） 答弁を求めます。岩瀬教育長。

○教育長（岩瀬好央君） 非常に難しい問題だと思います。子どもたちが学習する内容においては、基本的に教えるべき内容というのは学習指導要領に定められている。それは、今課長からも説明してもらったように、4つの観点、いろいろあるわけです。そういう中で、議員ご指摘のように、いろいろなやり方もあると思います。ただ、教科化は今年から始まったわけですから、いろいろなやり方も、まだまだ研修不足もありますから、そういう中である程度の形はつくるんだと思います。ただ、私自身は、これはあくまでも、教育委員会だとか、例えば私の考え方で、こうすべきということは言うべきではない。それはあくまでも学校の子どもたちの実態、一番よくわかっているのは学校の現場の教員ですから、その学校の現場の教員が子どもたちの実態を見ながら、いいところ、悪いところ、あるいは足りないところ、優れたところ、そういったもろもろの状況がありますので、そういう中で、その実態に合って、先ほど申し上げたように、道徳教育の全体計画というのはつくられているわけですから、それをもとにして行うべきものが道徳。ただ、議員がご指摘のように、では、なぜ道徳が教科化になったのか、あるいは、道徳教育というのは大きなものであって、学校教育全体の中で行うべきもの、その中の一つとして教科としての道徳があって、その教科としての道徳というのは、道徳性を養うとか、道徳的行為をつくるというのではないわけです。それは教科も含めた学校全体の道徳教育の中でそういったものをつくっていくというように言っているところであります。ですから、教科としての道徳というのは、いろいろな考えの中で、いろいろな葛藤が出てくる中で、自分自身を見詰める。もう一つは、いろいろな人の考え方があるんだという多面的・多角的な見方を学

んでいく。あくまでもそれが目的の授業ですから、そういった点において、子どもたちがこの課程の中でどういった成長が見られたかとか、どういった考えを受け入れる、そういったものができたか、その部分を教科として評価するところでもありますので、ただ、これは本当に難しいと思います。ですから、やはりいろいろ検討しながら、あるいは、議員もご指摘のように、例えば文科省の道徳教育アーカイブなどでは、そういった授業の実践事例など出ていますから、そういったところも踏まえながら検討していく。今の段階でこうすべきであるというところは、まだまだ時期尚早かなというふうに私は考えております。以上です。

○議長（岩瀬洋男君） これをもって戸坂健一議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（岩瀬洋男君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明9月6日は、定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

本日はこれをもって散会をいたします。ご苦労さまでした。

午後3時03分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問